

## 第三章 地方史の急進社会党

### 第一節 はじめに

前章においてフランス急進社会党が第三共和制の文脈のなかでいかなる位置をしめるか検討した。

本章ではそれをふまえて地方史の観点から考察してみよう。<sup>(1)</sup>ただあらかじめ断っておくと、地方史によって全フランスの地方史を語るのではない。ここでのべられる地方史とは、急進社会党の「政党的特質」を問題にするかぎりにおいて、しかも筆者が貧しく検出できた程度において、例示的にのべられるにすぎない。

ではいかなる理由によってこのような地方史をとりあげるのか。前章でものべたとおり、意図していることはフランス急進社会党を政党構造から分析してゆくことであつた。そのような視角にとつて、党の有名な大会や綱領、著名なリーダー（大臣、議員）の思想や行動などの追求の範囲外にある問題、すなわち、地方の町や村において、党はいかなる組織と機能を持ち、いかなる人達によって支えられていたかを忘れないで検討することが必要だ、と考えたからである。

言いかえよう。急進社会党は「名望家の政党」と言われる。この場合「名望家」は具体的にどのような人

物であつたのか、「政党」はいかなる組織として発展してきたのか、それらを地方の事例を調べながら考察しようとするのが本章の意図である。アンドレ・シーグフリード (André Siegfried) の古典的研究<sup>(2)</sup>を俟つまでもなく、フランス政治において地域的性格は無視できない要素をもっている。とりわけ「急進社会主義者は田舎のフランスを代表している」<sup>(3)</sup>のであるから、地方史からの説明はいつそう重要なのである。さらに付言すれば、政党というものを「社会的共同体から生まれてくる政党」あるいは「政党の下部構造」というような観点からすこしでも説明してみようとひそかに意図しているからである。

そこで以上のような観点から分析を進めてゆく場合、前章でもそうしたように、まず第二節において簡単なモデルを呈示することにした(ただし本章ではモデルの意味をやや広く解して、急進社会党の地方組織論ということにする)。つぎに第三節以下において、急進社会主義が地方において実際にどのような機能していたか、それらの事例を追跡することにした。

(1) 筆者は本章とほぼ同じテーマで試論したことがある。拙稿「急進党の地方組織と中央組織(上)」『六甲台論集』第十五巻第一号、一九六八、六三—七三頁参照。

(2) André Siegfried, *Tableau politique de la France de l'Ouest sous la III<sup>e</sup> république*, Paris, 1913, 2<sup>e</sup> éd., 1964.

(3) Peter J. Larmour, *The French Radical Party in 1930's*, Stanford, 1964, p. 18.

## 第二節 急進社会党における地方組織

急進社会党の党構造において、もつとも基本的なものは地方組織である、といつても過言ではない。地方

組織の存在は急進社会党の「幹部政<sup>(1)</sup>党」的性格をはっきり規定していた。

急進社会党の地方組織として考えられるものには、委員会(Comite)、連合会(Federation)、新聞、フリーメーション団(Francogomerie)の地方支部などがある。新聞<sup>(2)</sup>が地方組織とは奇妙であるが大事な地方組織である。

以下において、主としてバルドネ(Bardonnat, D.)やデュヴェルジエ(Duverger, M.)の論述によりながら、<sup>(3)</sup>地方組織の代表的なものである委員会と連合会がいかなる性格をもつものか、簡単にまとめてみよう。なお、新聞とフリーメーション団の支部については、三節以下で具体的なケースについてのみふれることにしたい。

#### (一) 委員会

(1) 委員会は急進社会党のもつとも根幹をなす組織である。<sup>(4)</sup>急進社会党の「基礎単位」は支部<sup>(5)</sup>ではなく委員<sup>(6)</sup>会である。

(2) 委員会はすでに結党以前から各地の選挙区に存在していた。一九〇一年、急進社会党が結党される時に、これらの委員会を結合させるための回状が四七六の委員会にまわされた。<sup>(6)</sup>

(3) 委員会は選挙のために存在していた。<sup>(7)</sup>だがこれは現在考えられるほど軽い意味ではない。なぜなら第三共和制(とくに初期)において、選挙こそは、地方と中央、選挙民と地方名望家を結ぶ大事な結節点であったからである。初期選挙時代における委員会の個人的色彩は、散在する世論を党の選択の方向にみちびく役割をはたす。この意味で選挙「綱領」(Plates-formes)は注目すべき役目を果たす。選挙「綱領」によって選挙人の特殊な関心は党の一般的な目標に統合される<sup>(8)</sup>、と考えられるからである。とくに注目をひくのは、後に(5)でのべるように、委員会によく似たサークルである。この場合は政治結社の性格がいつそう

強くなっている。

しかしながら、第三共和制後期において、地方の委員会が、選んだ議員の行動に対して支配はおろか興味さえ持っていなかった場合<sup>(9)</sup>には、委員会は完全に選挙のための存在になってしまっていることも指摘しておこう。

(4) 委員会の地域範囲は党規約では市町村 (commune)、大都市の場合は町 (quartier) になっていた。だが実際には地方では郡 (canton) がほとんどであり、委員会をもたない市町村があった<sup>(10)</sup>。これは、委員会の存立が組織としての地域性よりも、既成のままの無原則によりかかっていたことを表している。したがって逆に一つの市町村に委員会が併立することも多かったのである<sup>(11)</sup>。

(5) 委員会は結党されてからのちは「急進ならびに急進社会主義共和委員会」(comité républicain radical et radical-socialiste) という名称に統一された。けれども選挙の戦術、名望家の独自性などの理由によって、以前の委員会は、結党以前の名称を続けていた<sup>(12)</sup>。ただしこの逆もある。選挙戦術として急進社会党以外の候補者がさきの名称を借用して得票をふやそうとする場合である。フランス西部の共和派がこれであった<sup>(13)</sup>。

ところでこの委員会は、十九世紀に多くみられたように、サークル (cercle) と呼ばれることもあった<sup>(14)</sup>。ここでサークルと委員会を理念的に比較してみると、サークルは結党以前であり、委員会は結党以後である。サークルのほうが政治結社の意味が強く、委員会のほうが選挙機関的である。ノール県の急進派の動向を研究したヴァンダンブッシュ (Vandenbussche, R.) が、急進派のサークルは独創的な組織であり、それは「弱いかたちでの大衆政党」(parti de masses atténué) である<sup>(15)</sup> と言っているのは重要である。

(6) 委員会の強さは、擁する構成員の数によってでなく質によって決まる<sup>(16)</sup>。言いかえれば、どんな名望家はその委員会に在るかによって委員会の強さは決まってくる。

この名望家たちとは、地方における、影響力のある商人、中小土地所有者、医者、公務員、弁護士などである<sup>(17)</sup>。階層としては中小ブルジョワである。したがって大資産家、教会関係者、大地主はそこに入らない<sup>(18)</sup>。また一九一〇年を境として、前期には農民、後期には労働者が委員会を構成することが少ないとされるから、名望家の層も変わっていることが類推できるだろう。いわゆる都市の名望家から田舎の名望家への層的な変遷である。

(7) 委員会の自律性と独立性は大事な原則として尊重された。一九〇四年に制定されたオワーズ (Owens) 県の連合会 (連合会については後述) の規約によれば「加盟している委員会は普遍的であり永続的である。これらは絶対的な自律性を有し、各々の規約は各々で定める。各自が執行部を持ち、各自が財源を集める。そして市町村の問題、郡の問題を独立に討議する」(『急進社会党報告集』第六号、一九〇四年、傍点<sup>(20)</sup>)。倉となつてゐる。だがこれを政党组织から考えてみると、委員会の自律性と独立性は、政党组织としては非常にもろく弱いものとなる<sup>(21)</sup>。

(8) 委員会の数は一九一九年あたりを平均値として大体一、〇〇〇であった<sup>(22)</sup>。党員数は五〇、〇〇〇〜一〇〇、〇〇〇であった<sup>(23)</sup>。したがって一つの委員会が五〇〜一〇〇の党員数を持つことになる。ただ注意しておきたいのは、党員証は党費さえ払えば自由に購入できた点である<sup>(24)</sup>。このことから、党の歴史を通じて、一般に、党員数の増減曲線は委員会数の増減曲線に関係ない、とされている(表1・参照)<sup>(25)</sup>。たとえば一九二八年にはある県のほとんど全議員が急進社会党であるにもかかわらず、委員会の組織は解体しており紙

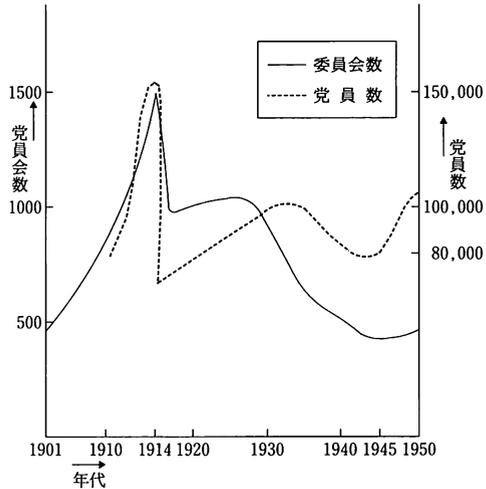
第3章 地方史の急進社会党

(1) 連合会は一つの県の中の多数の委員会の活動を調整したり、枠づけするために、党がつくったものであ

(二) 連合会

組織だからである。<sup>(29)</sup>  
 ただ政党組織の観点からみると「古風な政党」であつても、十九世紀の伝統的社会においては効力のある「党派」であつたという観点も見落してはならないだろう。さらに「組織政党」イコール「民主主義」とはいえないという観点も重ねる必要があると思われる。

表1 1901~1950年の急進社会党の委員会数と  
 党員数増減曲線



Bardonnnet, *op. cit.*, pp. 43-44, 50-51. より作成。  
 なお、1910年以前の党員数は不明。

の上で存在するにすぎなかった。<sup>(26)</sup>  
 (9) 「委員会」はエンジンとしてよりもブレーキとして機能している」(アルベール・ティボーデ)<sup>(27)</sup>  
 (Albert Thibaudet).  
 結局、委員会は急進社会党の政党構造が「古風なタイプ」(デュヴェルジエ)であることをしめしている。このタイプの政党が正常な機能をはたすのは租税選挙時代ないしは普通選挙初期の時代である。というのは委員会は組織性の弱さ(「弱い骨格」——第二章のモデル、C—(a)<sup>(28)</sup>、個人性の優越)ということからもわかるように、伝統的社会のエリート(地方の名望家)を集めるのにふさわしい

る。委員会が自然発生的なものであり、党の設立以前から存在していたのに比較すると、連合会は目的なものであるといえよう。ただしノール県には一八八〇年に連合会を暗示させるような組織ができて<sup>(31)</sup>いる。(2) 連合会は県単位における一つの党組織として、総会、執行委員会などを持って<sup>(32)</sup>いた。そこに組織としての確立をみる<sup>(32)</sup>ことができよう。

(3) 連合会の役割はつぎのように期待されていた。①県内の委員会、新聞などの諸組織の相互の間に、また諸組織と党中央との間に、永続的な絆を確立する。②党の運動と宣伝を地域内において指導し鼓舞する。③党に加盟している組織の発展を助け、新しい組織を作るように努力する。<sup>(33)</sup>④その地域内部での党内の争いを調停する。あるいは懲戒委員会をもうける。<sup>(34)</sup>

(4) 選挙について、①すべての選挙民を党の候補者に投票させるように貢献する。②同じ党からの立候補者どうしの「票のつぶしあい」を防ぐために立候補者に関係する委員会を集め調整する。<sup>(35)</sup>

(5) だが(3)、(4)のような役目は実際には果たされたわけではなかった。まず何よりも連合会は存在しなかった。一九一四年以前では県の総数の四分の三には連合会が確立していなかった。<sup>(36)</sup>

(6) 地方の名望家は連合会に対して無理解と嫌悪をしめた。委員会は自主性と独立性を失うことを恐れた。<sup>(37)</sup>また同じ連合会のなかで委員会どうしが対立しあ<sup>(38)</sup>った。

(7) したがって連合会の大多数は、地方の党組織として、中央の党組織との連結の役割を演ずることができなかった。<sup>(39)</sup>たとえば一九二八年のアンジェー(Angers)大会において、党の書記長が、連合会に対して、所轄の県内の委員会メンバーとその執行部のリストを提出するように要求したにもかかわらず、数人の連合会の代表が答えたのは、委員会のメンバーはおろか委員長や書記長のリストも出せないという返答だ

った。<sup>(40)</sup>

ここに第二章のモデル(C)―(a)「弱い骨格」をふたたび確認することができる。

(8) にもかかわらず、同じ急進社会党内の連合会であっても、パリ附近の大都市の連合会と地方の田舎の連合会の落差を指摘しておくことは有益であろう。連合会の(1)でのべたようにノール県には一八八〇年に早くも連合会を暗示するものがあつた。ところが同じ(5)でのべたように、一九一四年になつても全県の四分の三には連合会が確立していなかつた。

事実、セーヌ(Seine)県の連合会は社会党の支部組織に近かつた。セーヌ県の幾人かのメンバーは急進社会党の県組織のことを「連合会」と呼ばず「支部」(section)と呼んだほどである。この県は急進社会党の国會議員は一人もいなかったが、党中央の執行委員会には二五〇人の選出代表を送つていた。これにひきかえ田舎のシャラント・アンフェリエール(Charente-Inférieure)県は急進社会党の支配する県にもかかわらず、選出代表は二十人程度だつた。<sup>(41)</sup>この二県の比較からも連合会の組織性における都市部と田舎部の落差がうかがわれよう。

### (三) 委員会と連合会の関係

以上のようにして委員会と連合会の性格をかなり単純化したかたちで要約した。ここではそれをさらに結論づける意味で、委員会と連合会のダイナミックスを図を用いながら考えてみよう。ただしこの図では地方組織(なかならず委員会と連合会)を中心に作成したから、急進社会党全体の政治過程に影響する党大会、執行委員会、傍系団体、圧力団体などはあらかじめ省略されている。なお図の中にある番号は、以下において箇条書きにのべられる説明の番号と一致するように工夫してある。

(1) 連合会の(6)でものべたように委員会どうしの横のつながりは、選挙区が別の場合、まず考えられない。ここでも地方の名望家の個性が第一義的に作用する。委員会と委員会の対立は、その出身である議員と議員の、中央や地方における勢力あらしの反映である。たとえば、コート・デュ・ノール(Cotes-du-Nord)県のジェイスドエルフェ(Geistdoerfer, M.)という議員は選挙区のうちがう同県内の急進社会党議員に激しい敵意を持ち、その代り穏健派の急進社会党ではない議員と親交をもっていた。そして、一九三三年、この県に連合会が作られた時には、ジェイスドエルフェは、自分に敵対する組織を作って彼の地位を落そうとしている、と非難した。<sup>(42)</sup>こうなると、連合会は委員会と委員会の政争の道具となる。連合会はその調整の役目を果たすどころでないわけである。

ここで、急進社会党内では隣接する委員会や連合会のリーダーどうしの横のつながり(Liaison)はほとんど自由に発展した、<sup>(43)</sup>というデュヴェルジェの指摘について考えておこう。デュヴェルジェによれば、組

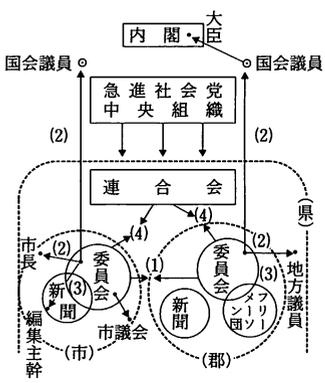


図1 地方組織からみた急進主義党の組織機構

織性の強い「強い骨格」——第二章のモデルC——(b)<sup>(44)</sup>政党では、縦のつながりが強く、横のつながりは例外である<sup>(45)</sup>という。われわれはこの指摘について、「強い骨格」の政党は中央集権化の傾向を持つという意味あいにおいては、支持したい。しかし委員会どうしの対立があるところでは、横のつながりが最大限に達する、<sup>(46)</sup>とはいえない。たしかにさきのジェイスドエルフェのように名望家どうしの親交はある。しかしそれはジェイスドエルフェ個人の利益のためで

ある。エゴイズムである。総じて委員会の独立性と自律性は横のつながりを排除するといえよう。デュヴェルジェの指摘はこの点においては無理がある。

- (2) 委員会の(6)でのべたことに関連するが、委員会のリーダーである地方の名望家は国会議員、地方議員、市町村長になることによって一つの「政治階級」(Classe politique)<sup>(47)</sup>を構成した。この名望家がとくに国会議員である場合、図示したように、連合会さらに党中央組織は政治行動のチャンネルにはならない。ここにゴゲール (Goguel, F.) の言う政党政治の弱さ<sup>(48)</sup>がさらけ出されることになる。

それはともかく、ここで強調したいことは、この国会議員は地方では名望家であり、委員会を私物化して支配する一方、党組織の系列である連合会に対して反撥したり無視したりしたことである。

- (3) 急進社会党の他の地方組織として考えられる新聞、フリーメーション団の支部などは委員会に有機的に関連していた。つまり議員や市長である地方の名望家は、同時に新聞社主であったり、フリーメーション団支部の有力メンバーであったからである。一九〇〇年頃のブザンソン (Besançon) 市では、国会議員、市長、県会議員、市会議員の多数はフリーメーション団に属していた。フリーメーション団の秘密主義は政治的組織の有利さに通じていた。<sup>(49)</sup>

このことはデュヴェルジェによれば(1)で検討したように、横のつながりになるかもしれない。だが、委員会と他の地方組織の有機的な関連は、政党の未分化と名望家の勢力のあらわれだと考えるべきである。

- (4) 以上にのべたことをもとにして、この章の問題点をつぎのように集約することができる。

連合会の(5)、(6)でものべたように、連合会は委員会をコントロールできなかった。のみならず対立しさえした。ところで委員会は旧来の自然、発生的なもの、連合会は新しい組織、目的、的なものという区別が可能

である。これは第二章で作成したモデル(a)の系列と、モデル(b)の系列に類推することが可能であろう。すなわちつぎのように整理できる。

- (a)——幹部政党、十九世紀、制限選挙、委員会、
- (b)——大衆政党、二十世紀、普通選挙、連合会、

このように定式化したうえで、こう言うことができる。すなわち委員会と連合会の相剋は(a)↓(b)へのトレンドにおける矛盾である、と。言い換えれば、政党構造が(a)↓(b)のトレンドにしたがって変遷する時に、(a)の要素は(b)の要素に対抗して(b)への移行を阻もうとする。(a)の要素が強ければ強いほど(b)への移行が遅れたり失敗したりする。

急進社会党の栄光は政党組織論から極言すれば「委員会の政党」であることによる。そして、まさにそのことが「組織化」を失敗させることになった。だがそうだからといって、委員会が地方の政治史のなかで果たした役割は無視されてはならないだろう。とくに(b)への移行を阻もうとする(a)の要素の強さの内容の追求は、(b)系列の政党を必ずしも肯定するのではない現代的課題<sup>(91)</sup>への接近の一助となるだろう。(a)要素の内容的追求として、次節以下において、急進社会党の地方史を具体的に追跡するゆえんである。

- (1) 第二章、三五—四二頁。
- (2) 前掲拙稿、七二—七三頁。
- (3) Daniel Bardonnat, *Évolution de la structure du parti radical*, Paris, 1960, pp. 31-70. Maurice Duverger, *Les partis politiques*, 6<sup>éd.</sup>, Paris, 1967, pp. 34-41, 57-74, 92-94, 178-181. Alain Gourdon, *Le parti radical, in sous la direction de M. Duverger. Partis politiques et classes sociales en France*, Paris, 1955, pp. 219

-234. Philip Williams, *Politics in Post-War France*, London, 1954, pp. 94-95. Peter J. Larmour, *op. cit.*,

- pp. 17-24.
- (4) D. Bardonnnet, *op. cit.*, p. 33.
  - (5) Ph. Williams, *op. cit.*, p. 94.
  - (6) Bardonnnet, *op. cit.*, p. 34.
  - (7) *Ibid.*, p. 35.
  - (8) Georges Burdeau, *Traité de science politique, tome V*, Paris, 1953, pp. 538-539.
  - (9) P. J. Larmour, *op. cit.*, p. 24.
  - (10) Bardonnnet, *op. cit.*, pp. 35-36.
  - (11) *Ibid.*, p. 37, note (23).
  - (12) *Ibid.*, p. 36.
  - (13) A. Siegfried, *op. cit.*, p. 465.
  - (14) Robert Vandebussche, Aspects de l'histoire politique du radicalisme dans le département du Nord (1870-1905), *Revue du Nord*, tome XLVII, n° 185, avril-juin 1965, pp. 256-257.
  - (15) *Ibid.*, p. 257.
  - (16) Bardonnnet, *op. cit.*, p. 38.
  - (17) *Ibid.*
  - (18) Jacques Kayser, Le radicalisme des radicaux, in sous la direction de Guy Michaud, *Tendances politiques dans la vie française depuis 1789*, Paris, 1960, p. 77.
  - (19) *Ibid.*
  - (20) Bardonnnet, *op. cit.*, p. 41.
  - (21) 第三章'五九頁。
  - (22) Bardonnnet, *ibid.*, p. 44.
  - (23) *Ibid.*, p. 51.
  - (24) *Ibid.*, pp. 45-46.

- (25) *Ibid.*, p. 51.
- (26) *Ibid.*, p. 51, note (95).
- (27) Citée par Bardonnnet, *ibid.*, p. 56.
- (28) 第二章' 四〇頁。
- (29) M. Duverger, *op. cit.*, pp. 37-38.
- (30) Bardonnnet, *op. cit.*, p. 57.
- (31) R. Vandenbussche., *op. cit.*, p. 227.
- (32) Bardonnnet, *op. cit.*, p. 61.
- (33) *Ibid.*, pp. 61-62.
- (34) *Ibid.*, p. 61.
- (35) *Ibid.*, p. 62.
- (36) *Ibid.*
- (37) *Ibid.*, p. 67.
- (38) *Ibid.*, p. 68.
- (39) *Ibid.*, p. 69.
- (40) *Ibid.*, pp. 69-70.
- (41) P. J. Larmour, *op. cit.*, p. 25.
- (42) *Ibid.*, pp. 82-83.
- (43) Duverger, *op. cit.*, p. 70.
- (44) 第二章' 四〇〜四一頁。
- (45) Duverger, *op. cit.*, pp. 68-70.
- (46) *Ibid.*, p. 70.
- (47) François Goguel, Aspects du problème politique français, *Revue française de science politique*, 1963, p. 14. なお' 参照' 第二章' 四八〜四九頁。

- (48) Goguel, *ibid.*, p. 18.  
(49) Jean Brulebois, *Le radicalisme à Besançon des origines à 1914*, in *Recherches sur forces politiques de la France de l'Est*, Strasbourg, 1966, p. 219.  
(50) 第二章、四〇〜四一頁。  
(51) たとえば「市民と政党」というテーマがそうである。

### 第三節 ノール県の急進派（一八七〇〜一八八九）

#### (一) 地方史の方法論的課題

第三節以下においては、入手できたいくつかのモノグラフィーによって、急進社会主義の地方的事例を追跡することにした。その場合の方法論的課題は簡単にいえばつぎのようになる。

まず、第一に、前節で検討した急進社会党の地方組織のモデルは、具体的な歴史叙述によって、いっそう実質的なものになるかどうか。これについてすぐに結論づけることは困難である。さしあたり、ここでは、モデルとは一つの「目安」であること。以下の記述は、モデルを狭い意味で例証するためにのみ、追跡されたのではないことを指摘しておく。

つぎに、第二に、とりあげたいいくつかのモノグラフィーの観点は論者によりそれぞれまちまちであるが、それをいかに統一するのか。つぎのように考えられる。第一の点でのべたように、前節にのべられた地方組織のモデルを本章以下では暗黙の前提としている。ただそれはあくまで前提であって、むしろそれにとらわれないでモノグラフィーを忠実に紹介することにした。つまり無理な統一を避けてできるだけくわしい追跡

をするように努めた。

第三に、それに関連するが地名、人名は有名無名をとわずそのまま書くようにした。とくに「地方の名望家」には注意を払いたい。これらの名望家たちが、どれだけ急進社会党全体とその周辺で勢力をもっていたのか、あるいはどれだけ急進社会主義者の典型であるのか、十分に測定することは残念ながら困難である。だからこのやり方は安易な事実羅列主義に傾くおそれがある。けれども反対により具体化したかたちで地方史をあきらかにするメリットはあると思う。

最後に、第四に、同じことを逆に言うことになるが、とりあげたモノグラフィーは地域、期間がそれぞれ限られている。したがって地方史の急進社会党論としては当然のことながら実証的について限界と隙間が出てくる。これを突破することはさしあたりできないが、モデルと実証の往復運動の相対的な前進にはなるだろう。たとえそれが細やかなものであるとしても。

以上が本節以下における方法論的課題である。

## (二) ノール県急進派の全体的性格

以下において、第三共和制初期から社会主義者の登場、ブーランジェ事件、ドレフュス事件、共和制擁護のための団結、急進社会党設立をへて、急進社会主義者の制覇が可能になってゆく一八七〇〜一九〇五年の、フランス北部の工業的先進県、ノール (Nord) 県の急進社会主義者をとりあげよう。

ところでここまで radical<sup>ラディカル</sup> に急進社会主義者という日本語をあててきた。だが次第にのべてゆくように、ノール県では、「急進主義者」(radicaux) と「急進社会主義者」(radicaux socialistes) はかなりはっきりと区別されなければならない。

これは、とりあげられた期間の大部分が全国的な急進社会党の結党以前にわたっているという一般的な理由によるだけでなく、ノール県の急進派それ自体の性格による。すなわちノール県は急進社会党の始祖の県のひとつであるが、これは結党後に党の勢力下に入る県の場合と区別する必要がある。急進主義はノール県ではオリジナルな存在として知られている<sup>(1)</sup>。その結果、この県ではのちに詳しくのべるように「急進主義者」と「急進社会主義者」ははつきり異なっているからである（以下においていちいち断らずに区別する。なおその二つを総称するときは急進派とする）。

さらに、やはり言葉の問題になるが、前節でものべたように（一）委員会の（5）の項（急進派はかならずしも「急進」(radical) という名称を掲げはしない。ノール県では「共和」(republicain) という名称を受け入れることが多かった<sup>(2)</sup>。一八七〇〜一九〇五年は大部分の期間が急進社会党の結党以前であるから当然かもしれないが、もともと急進派は組織された政党としてよりも、急進主義という一つの抽象的であまいな政治理念をもったいくつかの政治勢力の行動の総体としてとらえるほうがよい。この期間のノール県の場合もそうである。ここでは急進派を名辞にとらわれることなく広い意味で解することにした）。

要約しよう。ノール県は急進社会党結党以前から急進派が存在した。それらの流派はさまざまであるが、「急進社会主義者」と「急進主義者」は区別されなければならない。とくに、後述するように、ノール県では「急進社会主義者」の存在が重要である。

以上のように用語の区別づけをしたうえで、一八七〇〜一八八九年のノール県の急進派の全体的性格について、つぎの二つの点を指摘することができよう。

第一に、その同一性の欠如である。ノール県の急進派はさまざまな流派や思想の並存であった。たしかに、

これらの諸グループは改革の必要、進歩の継続とその恩恵の分与というような、その当時の急進派共通のメンタリティーを保持していた。しかし諸グループが統一したり団結したりしたわけではなかった。かれらは異なった地域、異なった職業的領域で自立と独立を保持しようとしていた。同じ思想傾向をもつ同都市のグループでも選挙区がちがうために同一にならないことがあった。結局、ノール県では、さまざまな拮抗する急進派が急進主義という一つの思想に関係する独特な政治状況をつくりだしたのであった。急進派という敵密な枠の中に進歩派と穏健派があつたわけではないのである。<sup>(4)</sup>

もちろん、そのようなことが起るのは政党形成が行われていないからだという説明は成り立つであろう。しかしむしろそれは急進主義それ自身の広いあいまいな觀念に問題があるといえよう。社会党形成期の分派抗争とは似て非なるものがそこにはある。

第二に、その結果、急進派は「急進主義者」と「急進社会主義者」には、つきり、区分されるということである。「急進主義者」と非「急進主義者」の間にははつきりした境界線はない。たとえば「急進主義者」右派とオポルチニスト (opportunists) の間には区別しにくかつた。ところが反対に強硬派の「急進社会主義者」と穏健な「急進主義者」の間にははつきりした境界線があつた。しかもこの分割線は消えることはなかつた。そして「理論的な面」(plan doctrinal) では「急進社会主義者」がたえず優位を可能にしていたのである。<sup>(5)</sup>

以上の二つの点は今後の展開において重要である。第一の点は急進社会党の「中途半ばな政党」<sup>(6)</sup> 的性格を結党以前から予想させるものである。また第二の点はノール県急進派における社会層の問題点につながつてゆくだろう。そしてその二つの点が相互に規定しあつて急進派の政党的特質を規定してくるのである。

(三) その始源と発展

パリ・コミュニケーション以降、第三共和制初期の一八七〇年代の急進派は、当時共和制に「加担」(raliie)していった党派の中から穏和派 (Modérés) と自由主義者 (Libéraux) を除きたいわゆる伝統的な「共和派」(Parti Republican) であつた。<sup>(7)</sup>

このノール県急進派の全体は二つの傾向に大別される。第一の傾向——これが主要であり重要なのであるが——は、レオン・ガンベッタ (Léon Gambetta) に忠実な共和制確立派というような傾向である。かれらは前体制から続いている日刊紙『ル・プログレ・デュ・ノール』(Le progrès du Nord) (一八六六年創刊) に結集して、共和制政府をつくり「ベルヴィル綱領」(Programme de Belleville) の実現を主張した。かれらは第二帝政下でも政治闘争を動かし指導してきた以前からの共和主義者だつた。かれらの標語は「自由、正義、平等、圧制に対する闘争」(『ル・プログレ・デュ・ノール』一八七一年三月十七・八日号)<sup>(10)</sup> という急進主義の精神をよくあらわすものだつた。そして当時共和派がしだいに確固とした力になるにしたがつて、かれらの主張する改革は漸進的に実行されてゆきつつあつた。<sup>(11)</sup>

主な人物をあげておこう。アシル・テストレン (Acille Testelin) はノール共和派の領袖であり、一八七五年にもうけられた終身上院議院に「極左」(Extreme Gauche) グループの一員として名を連ねた。ちなみに一八七五年に選ばれた終身上院議員は七五人であり、そのうち「極左」グループは八人いた。<sup>(12)</sup> ピエール・ルグラン (Pierre Legrand)、ジェリー・ルグラン (Géry Legrand) 兄弟はのちに急進派から穏和派のメリーヌ派に移つてゆくが、この兄弟とギスタヴ・マジュール (Gustave Masure) らがさきの『ル・プログレ・デュ・ノール』の刊行者だつた。<sup>(13)</sup>

さて第二の傾向はさきの傾向に不満な社会主義者とよばれたグループである。かれらは工業都市であるルーベール (Roubaix) 、リール (Lille) 、ダンケルク (Dunkerque) などの、早期に根本的な物質的条件を望む労働者大衆にアピールした。ルーベールで一八七〇〜一八七二年の間に刊行されたかれらの新聞は『リデー・レプブリケーヌ』(L'Idée Republicaine) と、前者を継承した『ル・リベラール・デュ・ノール』(Le Libéral du Nord) であった。<sup>(14)</sup>

かれらは急進派のなかで内部の敵対者であった。第三共和制の最初の数年間はいかなる場合でも分裂はなかったが、やがて戦闘的な労働者たちは「社会主義」的プロパガンダを広めつつ共和派にだいに敵対してゆくようになる。その中心人物であるエミール・モロー (Emile Moreau) は、一八七一年、第一の傾向の領袖アシール・テストレンを「暴君」として振舞い、あまつさえ、共和制に加担しようとする王党派に対してより妥協的な自由主義者に好意的になつてゐる、と攻撃した。われわれの問題意識からいえば、議会では「エクス・トリス・ゴシユ極左」に属する急進派の「地方の名望家」であるテストレンを明確に批判する人物が同じ急進派に存在したことの意味は重要である。

ではモローの立場は社会主義なのだろうか。この、幼少期を孤児で送り独学で土木技師となつた、ノール県有数の「急進社会主義」の闘士であるモローの立場はマルクス主義ではなくブルードン主義であつた。しかも第二帝政からの急進主義の伝統のうえに立つてゐた。簡単にいえば社会的民主主義よりも政治的民主主義に重点をおいたといえよう。したがつて社会主義としては穏健なものとなり、その意味で「急進社会主義」なのであつた。<sup>(15)</sup>

ただ注意しなければならないが、以上の二つの傾向は政治勢力の違いというより、まだ多分に個人的なイ

デオロギーの違いであった。利害や綱領の違いによってはつきり区別されてくるのは八〇年代である。パリ・コミュニティですら両者の傾向を分離することはなかったらしい。<sup>(16)</sup> 第一の傾向と第二の傾向の違いはそれ以前からあったし、パリ・コミュニティによって促進されたわけでもなかった。

それはともかくこの第二の傾向の「急進社会主義者」たちが、パリ・コミュニティ以降壊滅していた労働者の運動を復活させていったことは、少なくともノール県の場合、認めなければならない。もともと第二帝政末期には労働者は急進主義に引きつけられていた<sup>(17)</sup>ことも忘れてはならない。さてノール県最大の都市リールには、一八七八年二月、「共和進歩派サークル」(Cercle du Progrès Républicain) が生まれ「急進社会主義者」たちが結集する。<sup>(18)</sup> 一八七九年、マルセーユ (Marseille) で開かれた全国労働者大会のノール県代表はこの「共和進歩派サークル」の「急進社会主義者」たちであった。<sup>(19)</sup>

このようにしてわれわれはノール県における「急進社会主義者」主導の労働運動の事実をみるわけであるが、ここでこの当時の労働運動についてのジャン・ロム (Jean L'homme) の二点の指摘を想起したい。ロムによれば、第一に、一八七一一一八七九年間の労働運動といわれているものは、労働者階級の極小部分にか関係をもつていず、またこの労働者の活動の範囲はせまいものであった<sup>(20)</sup>こと。第二に、一八七九年頃、労働運動は再生したばかりだったが、労働者階級は当時の政治的社会的闘争に対して二つの仕方に関係する。すなわち一つは消極的に、つまりかれらが基本的に反対している大ブルジョアに抗してであり、もう一つは積極的に、つまり権力を獲得しつつあり、労働者のうちに同盟者を見出している中産階級に味方して<sup>(21)</sup>である。

この中産階級の政治的代弁者が急進派である。だからロムの説を逆の方から言い直せば「急進社会主義」

は労働者とリンクするところにその意味があった。急進派は「急進社会主義」によって労働者の政治的表現となつたのである。<sup>(22)</sup>

ところでさきにのべたマルセーユの全国労働者大会は、ジュール・ゲード (Julio Guede) が社会主義者として労働運動と革命的社會主義をはじめ合流することに成功した大会であつた。それ以前の、一八七六年、七八年の大会は急進派やブルードン主義の影響下の運動だつた。ちょうどイギリスでチャーチズム運動が失敗したあとに労働組合主義が出てきたのと同じだといえよう。<sup>(23)</sup>

一方、労働組合主義に対立する革命的社會主義はどうかといえ、一八七一年五月二一日〜二八日の「血の週間」<sup>(24)</sup>のあと、ブランキストはロンドンに、アナーキストはスイスに亡命してそれぞれのグループを保ち続ける。七〇年代後半には、パリのサン・ミッシェル (Saint-Michel) 通りにおいて、若い数人のインテリによって社会研究の一サークルが組織された。この仲間を指導したのがジュール・ゲードなのであつた。<sup>(25)</sup>

そして、さきにものべたように、一八七九年のマルセーユ大会でゲードは労働組合主義と革命的社會主義を合流させることにいちおう成功する。だがそれはさまざまな社會主義的党派、というよりはつねに敵対する諸セクトの合流であつた。それらはゲード派、ポシビリスト (Possibilistes)、ブランキスト (Blanquistes)、アナーキスト、「急進社會主義者」など多種多様であり、「対立を底にもつた上澄」<sup>(26)</sup>だけとつた合流だつた。ゲード派のヘゲモニーもそれほど完全ではなかつたといわれる。<sup>(27)</sup>

ノール県の場合は労働組合主義につながっている。代表の一人であつたエミール・モローはマルクス主義的社會主義を攻撃し、経営者と労働者の平和的な協力を説いた。伝統的な急進派のこの立場がノール県の労働者の動かしがたい支持を得たといふ。<sup>(28)</sup>

さて、一八八〇年には、リール郡下のサークル、労働組合、労働者協会などの連合組織ができる。「連合会」(Fédération)<sup>(29)</sup>である。これは前節で分析した政党組織の「連合会」とはカテゴリー的には区別しなければならぬ。だが言葉が同じであることは、前者が後者の発生形態を暗示しているのではないかと推測されるのである。

このリールの連合組織には「急進社会主義者」のサークルの指導者が重要なポストをしめる。かれらはこの連合組織を選挙機関としても利用した。選挙綱領は当時はクレマンソー (Clemenceau, G.) がベルヴィルで主張したものに似ていた<sup>(30)</sup>という。

ここで中央に目を転じると一八八一年八月、クレマンソーはパリ十八区の急進派委員会に同意して、彼の選挙綱領を明らかにした。それらは上院と大統領の廃止、人民による憲法改正、祭礼予算の廃止、常備軍をやめ国民軍の設置、累進税の成立、「労働者貸付金」(Credit au travail)<sup>(31)</sup>などを公約するものだった。これはクレマンソーが当時の社会主義者の要求を大幅に受け入れたことをしめしている<sup>(32)</sup>。

これに対してパリ二十区に立候補したガンベッタ (Gambetta, L.)<sup>(33)</sup>は従来公にしてきた急進的な政策の実現を適<sup>オポルチュニ</sup>当な時期まで延期することを主張した。これがオポルチュニスト綱領と呼ばれる。

このようにして、以後のフランスの政治的文脈はガンベッタ (一八八二年死亡)、フェリ (Ferry, J.) に代表されるナポルチエニストに対し、クレマンソーに代表される急進派、社会主義者勢力という分極が新しくできあがることになってゆく<sup>(34)</sup>。

だがノール県の一八八一年の下院選挙の結果はそこまではまだ及ばず、急進派はわずかに八%を得票したにすぎない。オポルチエニストと保守派が勝利した(表2、参照)。急進派の選出議員は一八人中わずかに三

表2 ノール県左翼下院選挙得票率推移表

	1881	1885	1889	1893	1898	1902
急進派	8.4	2.5	21.7	22.6	23.4	25.5
オポルチュニスト	38.0	34.0	18.0	20.0	14.0	10.0
社会主義者	0	0	1.2	9.0	18.7	16.6

Vandenbussche, op. cit., p. 253 より作成。ただしオポルチュニストにかぎりコンマ以下概算である。

人、J・B・トリストラン (J.B. Trystram)、ギュスターヴ・マジユール、アルフレッド・ジアル (Alfred Giard) であった<sup>(35)</sup> (ただしジアルは翌年の補欠選挙で当選した)。トリストランとマジユールは「急進主義者」である。マジユールは前述したように『ル・プログレ・デュ・ノール』の刊行者だった。トリストランはすこしあとで「急進主義者」の動向をあつかう時に説明しよう。アルフレッド・ジアルは、やはりあとで記すように、モローとならんで労働者に人気のある「急進社会主義者」だった。

ところで、急進派が広い意味で左翼として「社会主義」の代行であった時代が七〇年代とすれば、八〇年代は激しい経済危機の時代となり、これが政治勢力の分布に影響して急進派は打撃をこうむることになる。それはブーランジェ事件でクライマックスに達するが、その事件に到るまでの八〇年代初期のノール県の急進派はどのような政治状況にあったのだろうか。

まず指摘しておきたいのは、ゲーディストが一八八〇年六月から全県的な「労働者連合」(Federation Ouvrière)を急進派に対抗して組織したという事実である。これが一部の「急進社会主義者」を吸収することになる。急進社会主義者の戦闘的な部分が原則的な理論をもったゲート主義者に引き寄せられることは容易に想像できる。一方、急進派としては、綱領のなかに経済と社会の問題をより多く取り入れることによって投降者を再支配しようとする。と同時に、より右の共和派を「急進主義」に引きつけようとする<sup>(36)</sup>。

このような動きを反映してであろうか、一八八三年五月、クレマンソーやペルタン (Pelletan, C.) によって組織された「憲法改正者連盟」(Ligue Revisioniste) の支部がノール県にも結成されるがその権威と勢力範囲は小さかった。<sup>(37)</sup>「急進社会主義者」のサークルを長いあいだ支配下におくことができなかつたからである。このことはクレマンソーとノールの「急進社会主義者」が切断されていたことをしめしている。さきに両者の綱領の類似性を指摘したが、今度は両者の相違を指摘したい。ここにノール県の「急進社会主義」の独自性を読みとることができる。

ではこの時期の「急進社会主義」の性格はどのようなものであるか。以下において八〇年代初期、ブーランジュ事件までの「急進社会主義者」の動向を分析してゆこう。

「急進社会主義者」のサークルは主として工業化の進んだ都市地域にあった。これらのサークルは、工業化された地域の労働者の政治勢力を、先進的な急進派——「急進社会主義」として表現させてきた。これらのサークルの中にしめる労働者ならびに手工業者の割合は三分の二から四分の三を越えていた<sup>(38)</sup>。

エミール・モローとアルフレッド・ジヤールはこれらの先進的な若い「急進社会主義」を代表していた。エミール・モローはすでに紹介した。アルフレッド・ジヤールはすぐれた奨学生 (boursier) であり、エコー・ノルマル (Ecole Normale Supérieure) を卒業し、物理学の博士号を取り、リールで長いあいだ教職にあり、最後にソルボンヌ (Sorbonne) へ、さらにエコー・ノルマルの教授となった人物である。ジヤールは政治活動を自然科学の仕事と切りはなして行っていた<sup>(39)</sup>。

かれらの見解は『ラ・レフォルム・デュ・ノール』(La Réforme du Nord)、『ルベー・ラディカル』(Roubaix-Radical)、『ル・ラディカル・デュ・ノール』(Le Radical du Nord)、『ル・メサジエール・デュ・

ノール』(Le Messenger du Nord) といった小さな新聞に表明された。<sup>(40)</sup> とくに『ラ・レフォルム・デュ・ノール』が重要である。これはジールが一八八三年〜八七年の四年間にわたって刊行した。しかしその地理的範囲は他の新聞と同様に小さく、『ラ・レフォルム・デュ・ノール』の場合はジールの選挙区バランシエンヌ(Valenciennes)に限られていた。<sup>(41)</sup> かれらの考えは「徹底的に改革的な共和制を押し進める」(『ルベール・ラディカル』一八八三年八月十九日号)<sup>(42)</sup> ことにあった。かれらは労働時間・退職年金・最低賃金・所得税の改革、鉄道・鉱山・銀行の国有化を主張した。だがこれらの経済改革も政治改革につねに従属した。<sup>(43)</sup> ここにかれらの言葉とは逆に「急進社会主義」というもののひとつの不徹底をみる事ができよう。ただ都市の労働者のなかにこの政治勢力が存在し影響力をもっていたことは重要であろう。当時のノール県都市部の労働者が、なぜ経済改革よりも政治改革を優先させる「急進社会主義」を支持したのか、うまく論証できない。労働者たちが、かれらの特殊な利害と固有な使命をもちうるのだということをいまだあまりよく考えていなかった<sup>(44)</sup> からかもしれない。

さしあたりここではゲード派社会主義との相互関係をみておこう。ゲード派社会主義者と「急進社会主義者」との協力は非常に困難だった。すなわちエミール・モローはルベールに労働者組織を作っていたが、さらに労働者と手工業者の利害を調整しながら急進派の社会改革の原則を実現させる、一つの社会主義政党を作ろうとした。「石炭労働者組合組織」(Constitution du Syndicat des mineurs) を形成させたジールもモローの社会主義政党実現に精力的に協力した。<sup>(45)</sup> だが一八八二年ロアンヌ(Roanne)大会よりのちは独自に労働者階級の政党(マルクス主義政党)を作ろうとしていた<sup>(46)</sup> ゲード主義者は、そのドグマチズムによってモローの試みに抵抗し、「急進社会主義者」の努力を無にした。<sup>(47)</sup> 他方、一八八四年四月、ルベールで行われたゲード

主義者の「労働者大会」(Congrès Ouvrier)において「急進社会主義者」は非常な干渉をした。これらは両方の不和を拡大させただけだった。<sup>(48)</sup>

このようにして「急進社会主義」とゲード社会主義は協力よりも反目しあったわけである。その原因としては「急進社会主義」がゲード社会主義者の進出によって動揺したとはいえ、依然として労働者層、手工業者層に影響力をもっていたこと。さらに、ゲード社会主義の硬直したマルクス主義的原則による組織論が考えられる。ゲード主義者が方向転換するのは九〇年代を待たねばならなかった。

ところで、つぎに、急進派のなかの「急進主義者」の八〇年代初期の動向はどのようなものであったか。さきに一八八一年のクレマンソーの政治綱領についてのべた時に、以後のフランス政治史の文脈がガンベッタ、フェリに代表されるナポルチエニストと、クレマンソーに代表される急進派や社会主義勢力に二分されるのとべた。そして、それに続いて、大まかには同じ文脈に属するといえ、クレマンソー、「急進社会主義者」、社会主義者の間の重要な相違についてもふれておいた。では「急進主義者」はどうか。ノール県の「急進主義者」を、ナポルチエニストを右に、クレマンソーから社会主義者までを左とすれば、中央にあると考える。言いかえればそれまで広い意味で同じ共和派に属していたものが、オポルチエニストは右に走り、「急進社会主義者」は左に去ったという比喩で考えてもよいだろう。一八八五年以来のノール県における「共和派連合」(Concentration Republicaine)は、ナポルチエニストと「急進社会主義者」が不在のまま、ゴゲール(Goguel, F.)の言う「運動派」<sup>(49)</sup>(Mouvement)の共和主義者が選挙協力をめざして集まる場となったが、われわれの考えではこの共和主義者たちとは「急進主義者」のことなのである。

この「急進主義者」たちは一八六九年のベルヴィル綱領の完全な実施を求め、あらゆる緊急の改革法案を

支持した。それらは上院の権力を制限するための憲法改正、教会と国家の分離、退職年金の実施、植民地政策の停止といったものだった。言うまでもなくそれは「急進社会主義者」の主張するところと変らない。ただ「急進主義者」は体系的な反対をすることは拒否した。「急進主義者」によれば「共和制」は確立されており擁護されなければならない。したがって共和主義者でない者に対しては戦うべきであった。もちろん長期にわたって共和制にただ居すわるだけの者も支持すべきでないと考えた。<sup>51</sup>この傾向の代弁者がJ・B・トリストランであった。トリストランは上流の家庭に育ち、第二帝制下において材木商として財をなし、ダンケルク (Dunkerque) 第一の名望家になった。議員になったのは六〇歳という晩年であったが、移り気なところがあるにせよ堅固な進歩の信念をもった共和主義者であった。トリストランは自分自身による刊行の『ル・ファール・デュ・ノール』(Le Phare du Nord) という新聞を持ち、弁護士、医者、教師、その他の中小ブルジョワジーの階層を代表していた。彼の選挙における影響力は大きく「急進社会主義者」の票もさらったという。しかもダンケルクだけではなく、リール、ツルコアン (Tourcoing)、アルマンチエール (Armentière) まで政治勢力を及ぼして<sup>52</sup>いた。これらの都市はノール県北部の主要都市であるから(図2・参照)、ノール県の三分の一はトリストランが制していたといっても過言ではないだろう。

最後に、ガンベッタには忠実であるがメリーヌには反対であるという「プログレシスト」(Progressiste)にも言及しておこう。Progressifとは進歩的とか漸進的という意味がある。考え方によれば急進派のもっとも伝統的な理念につながっている。これも「急進主義者」の一派といえよう。なお「プログレシスト」は一九〇〇年以降は「穏和派」(Modérés)と同義になるがそれまでは議会「エクス・トレム・ポシテム極左」の系譜に属するものとされた。たとえばプログレシスト左派の著名な人物としてレオン・ブルジョワ (Léon Bourgeois) <sup>53</sup>がいる。さて



図2 ノール県主要都市

A. G.) や J. P. ジェオフロワ (Geoffroy, J. P.) はしだいに「急進社会主義」に傾き、八九年頃は「急進社会主義」のノール県における代表的なイデオログとなり、一八八九年には二人で「急進社会主義」系の『レヴェイユ・デュ・ノール』(Reveil du Nord) を発刊した。<sup>(56)</sup> これにみられるようにこの「急進主義者」のグループはあいまいさを残したまま存続していた。この意味でも伝統的な急進派であり、プリミティヴな急進派であるといえるだろう。

ノール県のこの「プログレシスト」ともよばれる「急進主義者」たちは、さきのトリストランの「急進主義者」にくらべれば憲法の改正や植民地政策の停止を支持しない点で違う。「体制的急進主義」(Radicalisme en puissance) と言ってもよい。このグループの指導的人物は、実は七〇年代の「急進主義者」の代表的人物としてとりあげたところの、アシル・テストレンとギユスタヴ・マジュールであった。かれらの機関紙はもちろん『ル・プログレ・デュ・ノール』であった。ただここで注意しておきたいのは、ガンベッタの友人であったマジュールについていえることだが、彼は下院議員として議会では中央共和派の議員グループに属していたにもかかわらず、しばしば「急進社会主義者」の側に投票することがあった。<sup>(55)</sup> また『ル・プログレ・デュ・ノール』の編集をしていた A. G. クロード (Claude,

以上のようにして、一八八〇年前期、ブーランジュ事件までの「急進社会主義者」、「急進主義者（中央共和派）」、「急進主義者（プログレシスト）」のそれぞれの性格をみてきた。ここで総括的に指摘しておきたいことは、プログレシストの場合はいちおうともかくとしても、それぞれのグループが単に指導者のパーソナリティによって彩られたイデオロギーの違いというだけではなく、階層的利害や政治綱領の違いに基づいて分化してきたことである。「急進主義」と「急進社会主義」の相違は明瞭になってくる。支持階層が違ってくる。たとえば「急進社会主義者」は「急進主義者」をオポルチュニストであると激しく非難した。<sup>(57)</sup>「急進社会主義者」のオポルチュニスト告発はそれ自身が一つの綱領となったくらいである。

このような分化はたとえ一時的な妥協が一時期あったにせよ基本的には決定的となった。どんな政治状況も、ブーランジュ事件でさえも、統合に向かわせることはできなかったという。<sup>(58)</sup>この分化の痛ましい結果は一八八五年の補欠選挙に明瞭にあらわれた。「急進主義者」、「急進社会主義者」、ゲード主義者はそれぞれ別のリストで選挙闘争に参加して重大な失敗を被った。<sup>(59)</sup>しかしこの不成功は「急進社会主義者」にとつて県単位での組織化の出発点となった。すでに一八八〇年にリール郡に連合組織<sup>フエアラシオン</sup>ができていた。五年後の今度はノール県下のすべてのサークルの連合組織<sup>フエアラシオン</sup>が誕生する。各市町村のサークルの満足な自治を保証する一方、郡段階から県まで真の組織のヒエラルヒーが確立していた<sup>(60)</sup>という。なおここでさきへのべた一時的な妥協とは、一八八六年四月〜六月頃の、前年の選挙の失敗に懲りて選挙協力のためのオポルチュニストも含めた共和派連合をさす。これは「急進社会主義者」の組織はそのままにしておき、その代り「急進社会主義者」に「共和派選挙会議」(Congrès électoral du Parti Républicain)への参加に同意してもらおうという、名簿制投票のために選挙対策であった。その結果、当時の三つの補欠選挙に三回とも共和派を出すことに成功した。その

一人が一八八六年に選ばれたJ・B・トリストランであった。しかし一八八七年の六月には候補者の問題で「急進社会主義者」はこの不安定な連合を去っている<sup>(61)</sup>。

(四) ブーランジエ事件とノール県急進派

ブーランジエ事件においてノール県の急進派はいかなる対応をしたのか。本節ではブーランジエ事件の全体の経過<sup>(62)</sup>を扱うことを目的としていないのでそれは断念しなければならないが、さしあたりアンドレ・シーグフリードの指摘する問題点から考えてゆくことにしよう。シーグフリードによればブーランジエ主義者の連合には異質の二要素がある。

すなわち、ブーランジエ主義運動の前期においては、基本的に共和主義的な意見を持ち、急進派の希望になった、第三共和制期にははじめての自発的な運動だった。自発的な運動であるだけに超議会的で愛国的(patriote)で、將軍の人格的な面に基礎をおいていたことはたしかである。シーグフリードはブーランジエ主義運動前期のこの第一の要素を、正統的なブーランジエ主義運動、あるいは「第一のインスピレーション」と呼ぶ<sup>(64)</sup>。なお、ここで、シーグフリードの言う「超議会的」と「愛国的」という用語の意味についてコメントしておこう。「超議会的」とは、当時の第三共和制における政治状況が、政治家の顔ぶれはほとんど変らぬ状態が続き、右翼自身もその風潮に染まることに抵抗せず、中央派がわが世の春を謳歌できた状況<sup>(65)</sup>であったことを理解しなければならない。また、「愛国的」については、ブーランジエ事件までのフランスでは、一八七〇年の対ドイツ敗北の復讐感情が左翼においていつそう強く表現されたことを指摘しておきたい。戦争によって失われた地方を取り戻そうとする希望は「民主主義のチャンピオンであり人権の兵隊であるフランス」という観念に結びついていた。これこそジラルデ(Girardet, R.)が三つに分類したナシヨナリズム<sup>(68)</sup>のうち第

二番目の「復讐のナショナリズム」のもっとも典型的な形態なのである。さらにジラルデによればブーランジェ主義の運動を転機として、フランスのナショナリズムは全国的なものから特定の人達の「反議会のナショナリズム」に移ってゆく<sup>(69)</sup>という。これはブーランジェ主義の運動が国民的<sup>(70)</sup>なものであった前期の性格に、<sup>(71)</sup>ナショナリストの運動になった後期の性格が加わってゆく過程に対応しているといえよう。

さて、シーグフリードの言うあと一つの要素は、ボナパルト派や王党派が議会の共和制を覆えすために、政治的な戦術によって超議会的なブーランジェ主義に表面的に加わった後期についていえる要素である。ボナパルト派はそれまで都市において成功しなかった<sup>(72)</sup>。大衆的人気を支えにしたブーランジェ主義の運動を王党派とボナパルト派が支援してさらに強力なプロパガンタを行った。これが「第二のインスピレーション」といえるものである。

要約しよう。ブーランジェ主義は貴族的な、教権的な旧世界では発育しなかった。ブーランジェ主義が発育したのは共和的な世界、とくに大都市の労働者地域だった。それに加えて、原則的な共和主義が発達しているところよりも、どちらかといえば共和主義のあいまいさが残り、右翼との同盟が政治意識の妨げにならないところで強力になった。「ブーランジェ主義は『第一のインスピレーション』においては民主主義的な運動だった。だがのちに連合によって、あるいは選挙闘争の位置によって、その運動はボナパルティズムの場合と同じく右翼の団結の一要素となった<sup>(73)</sup>」のである。ブーランジェ主義運動を結果ではなく起因にウェイトをおいて考えるかぎり、それは極左と極右に支持され中央派に拒否された運動<sup>(74)</sup>だった。逆に言えば中央派に反撥した極左と極右の第三共和制への揺さぶりであったわけである。

ところで、当時のノール県は都市部において早くから共和派が存在し、とりわけ「急進社会主義者」が活

躍したユニークな県であることは今までみてきたとおりである。このことを別の側面からみると、たとえば  
 リールの労働者街が教区になっているカトリック系の「救生主会」(redemptoristes)が記すところによれば、  
 十九世紀の後半になると労働者たちの宗教に対する無関心と敵意がふえて、洗礼は二〇%を越えないとい  
 う。カトリック教会にとって労働者が信仰から離れてゆくことは、それだけ教会の社会的勢力が落ちることにな  
 り、たいへんな打撃であった。それゆえカトリックも社会問題を考えずにはおられなくなつてくるのだが、  
 それは本章の課題ではない。ここではノール県における工業先進都市の労働者たちにとって、教会(旧世界)  
 の権威がしだいに落ちてきていたことを確認すればよい。

だが、にもかかわらずノール県においてはいわゆるフランドル(Flandre)地方と呼ばれる田舎部を保守派  
 が支配していた事実も見逃してはならない。産業構造からみると、鉱業や冶金業の発達した地域は共和派が、  
 織物業地帯は保守派が支配していた。このようにして、ノール県には保守派と共和派という二つの対等の政  
 治ブロックがあつた、<sup>(76)</sup>とされている。このことはノール県における急進派とオポルチュニストの得票率を合  
 計しても半分にみたない(表2、参照)ことにあらわれているが、一八八一年の右翼の議席の大小によつて  
 フランスの全県を分類してみるといっそう明らかになる(表3、参照)。表3によれば、ノール県の右翼議員  
 は半数には達しないが、フランス全県の分布からみると右翼の強い県になっていることが理解できる。

このことはさきにシーグフリードの説を紹介しながら指摘した「大都市の労働者の地域」、「共和主義のあ  
 いまいさが残り、右翼との同盟が政治意識の妨げにならないところ」という条件にノール県がかなりふさわ  
 しい県であることをしめしている。事実、ブーランジェ主義運動はノール県下における共和派分化の格好の  
 ケースをあたえる。以下においてノール県急進派とブーランジェ事件のかかわりを簡単にみてゆこう。

表3 1882年右翼の議席の大小による県分布とノール県の位置

県内の右翼下院議員の数	該当県数(総数84)
0	46
1	15
少数	15 ノール県
多数	5
全議席-1	3
全議席	0

1882年6月24日、「法律的誓約の形式は神への誓いを必要とせず」という Jules Roche の法案において、賛成313, 反対96, 棄権115, 欠席29, のうちから、反対96人を右翼とみなし、選出県によって分類。Francois Goguel, *Géographie des élections française sous la troisième et la quatrième république*, Paris, 1970, pp. 24-25. より作成。

いった。だが一八八七年四月のシュネーブレ (Schnebele) 事件<sup>(79)</sup>による独・仏緊張のさいによくあらわれた彼の激しやすい性格は、オポルチュニスト派の嫌うところとなり、オポルチュニスト派は右翼と連合してブランジェを陸軍大臣から引きおろそうとする<sup>(80)</sup>。そのうち急進派のゴブレ (Goblet, R.) 内閣からオポルチュニスト派のルーヴィエ (Rouvier, M.) 内閣に変わり、ブランジェ將軍が再任されないことがわかった時(一八八七年五月)、ノール県の急進派は、これは反動派によって企てられた共和派のブランジェ將軍に対する陰謀だと考えて、多数の請願をルーヴィエ首相に送り不正をやめブランジェを再任するように要求した<sup>(81)</sup>。パリの世論もデルレード (Dérulade, P.) の「愛国者同盟」<sup>(82)</sup> (Ligue des patriotes) もブランジェを支持した。パリ全体がシュネーブレ事件をはじめとして「ビスマルクを後ずさりさせた男」ブランジェに拍手を

クレマンソーの推薦によって陸軍大臣として急進派寄りのフレイシネ (Freycinet, L. de) 内閣入りしたブランジェ將軍は、急進派政策の代弁者として、反共和派の最後の牙城である軍部に共和主義の精神と改革をもたらそうとした<sup>(77)</sup>。実際、当時の軍部は行政職から排除された王党派やボナパルト派の大物の子息たちが集まっており、共和主義者や非カトリック教徒が嫌われている場所だった<sup>(78)</sup>。ブランジェは積極的に王党派の罷免ないしは、左遷、軍隊改革、「王族追放令」を執行して

送り、彼の肖像は引っぱり風になった。ブーランジェという名のついた「ドイツ産のものは全然含まれていない」石鹼、チーズ、香水が現われた。それはまさに愛国的な逆上だった。<sup>(83)</sup>

しかし左遷によるブーランジェ將軍の第三師団長としての任地クレルモン・フェラン(Clermont-Ferrand)への出發に際して、パリにおいて熱狂的なデモが組織された時に(一八八七年七月八日)、ノール県の急進派は、ブーランジェは暴民の犠牲になっていると考えて、民主主義原理の擁護という名のもとに、デモの煽動者たちを非難した。<sup>(84)</sup>もともとノール県の急進派はこのようなパリの騒動は政府の逆行した政治に原因があると考えた。バランシエンヌ郡の「急進社会主義者」(ジール)の機関紙『ル・レフォルマテュール・デュ・ノール』は言う。「將軍の人氣はすなわち政府の不人氣の証拠である」(一八八七年七月十七日号)<sup>(85)</sup>。

パリのデモにみられるような新しい人氣の爆發はブーランジェに軍部からの辭職を余儀なくさせる。だがこれは被選挙資格を得ることになり、オポルチュニストの政治に抗議するかたちでブーランジェはいくつかの補欠選挙に立候補した。大部分の右翼は舞台裏にまわって共和派の混乱を引き起こすべくブーランジェを支持した。<sup>(86)</sup>

右翼との接触が明るみに出てくるにしたがって急進派の態度も変わってくる。もちろん政府の継続的な「不可動性」(immobilisme)に責任があるにせよ、急進派のある者はブーランジェの取り巻きだけでなく、ブーランジェ自身を非難するようになる。<sup>(87)</sup>このような状況のなかで、一八八八年四月十五日、ノール県で補欠選挙が行われる。

この選挙でブーランジェ派が勝利できるように、取り巻き連中のうちで王党派ジャーナリストのメイヤー(Meyer, A.)と米仏ケーブル事業で財をなした実業家でありかつブーランジェとは学校時代の友人でもあ

るディヨン伯 (Dillon, C<sup>te</sup>, A.) が、富裕なオルレアニスト (Orleanistes) に寄付を求めて接近した。その結果二十万フランを集めこれをノール県の選挙の費用にあてた。それは当時の選挙費用としては桁ちがいのものだった。ちなみに共和派はその当時八千フラン、王党派はもつと少なかったという。これはアメリカの広告方式に学んだディヨンの企画だった。すなわち県内の掲示板という掲示板はブーランジェ將軍のポスターで飾られ、將軍の名前が印刷されてある投票用紙型のカードや宣伝パンフレットがフランドル地方のどんな人寂れた農村にも届いたという。ディオンは選挙を「アメリカナイズ」したのであった。<sup>(88)</sup>

ノール県の保守系の新聞は、パリの本部から中立を保つように指示があつたにもかかわらず、しだいに表立った支持へと変わっていった。その典型がノール県における保守系の指導的な新聞『ラ・ブレ・フランス』(La Vraie France) だった。<sup>(89)</sup> 保守派の新聞といえども政治的条件に応じて本部とはちがう動きを持つわけである。<sup>(91)</sup>

一方、ノール県の共和派の集まりである「共和派会議」は、四月六日、この選挙に向けて県内では大ブルジョワに属するオポルチュニストのポール・フカール (Paul Foucart) を候補者に選んだ。だがフカールは選挙民にあまりよく知られていなかっただけでなく、一八八四年のアンザン (Anzin) の石炭労働者のストライキを非難した。共和制の改革には反対であつたようで、この選挙もブーランジェ主義に反対するためにのみ立候補したのであった。

ノール県の急進派はこの候補者に不満だった。これよりさきに「急進社会主義者」はブーランジェに対して「急進社会主義」の綱領を尊重するなら無条件で支持しようと申入れてあつたのだが、ブーランジェ派からの回答は待てども得られなかった。このようにして「シーザー主義に対して唯一の自由の保証である『社

会的共和制』(République Sociale)を守る」候補者であるエミール・モローが選ばれた<sup>(93)</sup>。だがいくらノール県有数の「急進社会主義者」であるモローも、投票日三日前の立候補指名、二日前に政見を発表したのではあまりにも出足が遅すぎた<sup>(94)</sup>。しかも「急進社会主義者」の足並みがそろったわけではなかった。「急進主義者」の多数はモローを支持したが、バランシエンヌに多くの存在した「急進社会主義者」の一定部分はブーランジェ支持を決定した<sup>(95)</sup>。

急進派がある部分とはかくとしてブーランジェ支持を降ろることによって、保守派はいつそうブーランジェに接近した。「ブーランジェ主義者の運動は文字どおりオポルチュニストの気狂いどもを追い払った」(『ラ・プレ・フランス』一八八八年四月十三日号)<sup>(96)</sup>。すなわちブーランジェ派對急進派、オポルチュニストという分割は保守派の望むところだった。投票日前日には「ブーランジェ主義……それ自身は目的ではない。それは一つの道具である」(『ラ・プレ・フランス』一八八八年四月十四日号)<sup>(97)</sup>と、ノール県の保守派は呼びかける。

予想どおりノール県の四月十五日の補欠選挙はブーランジェの圧勝だった。前年の選挙の保守派と共和派の得票数と並列させてみると次のようになる。

今回の選挙	得票数	前年の選挙	得票数
ブーランジェ……	一七二、八五三	保守派……	一六五、三〇九
フカール……	七五、九〇一	共和派……	一二二、九八七
モロ	九、六四七		

これを見てもわかるように、たとえブーランジェが彼の得票の大部分を保守派に頼っていると、前

年の保守派の合計を上まわる彼の得票は共和派の犠牲のうえに成り立った。もつと詳しく言えば保守派の地盤であるフランドル地方ではブーランジェの得票は前年の保守派の得票よりかなり少なかった。フランドル以外の田舎部でも大体そうだった。ブーランジェの保守派の得票を上まわる前進の真の原因は、共和派がもつとも強かった都市部の工業地帯だった。ブーランジェの得票の内訳は大体のところ保守派から一〇〇、〇〇〇、共和派から七〇、〇〇〇獲得したといわれる。<sup>98</sup>

一八八八年八月十九日の再度のノール県における補欠選挙にブーランジェはまた立候補するが、その結果にふれる前に、八月までのノール県のブーランジェ主義運動に対応する二つの点についてのべておこう。第一は「急進社会主義者」の分裂である。今までのような「急進主義者」と「急進社会主義者」の対立ではなく、急進派ブーランジェ主義と急進派反ブーランジェ主義の対立である。急進派ブーランジェ主義には「急進社会主義者」が多く参加した。<sup>99</sup> そのことを象徴的にしめしているのが、八八年六月三日、バランシエンヌで開かれたフリーメーソン団の総会における二つのテーゼの対立だった。第一の立場は弱い支持しか得られなかったがブーランジェに対して急進派が妥協すること、ブーランジェを支持する立場だった。これはバランシエンヌのグループによって支持された。彼らは現体制の「不可動性」<sup>イモビリティ</sup>を打破するために左翼を容認するボナパルト派との連合を考えていた。第二の立場はフリーメーソン団の本部や中央の急進派が支持するもので、ブーランジェに反対して共和派の連合を主張したものだ。結局、事態のその後の展開は第二の立場の主張するとおりになったが、二つの立場の対立はより決定的となったまま二度目の補欠選挙をむかえることになった。<sup>100</sup>

第二の動きとして注目したい点は、前回の選挙の時はブーランジェと保守派は正面から手を結んだわけで

はなかつたが、しだいに王党派の指導者がブーランジェを君主制を復古させるための道具とみなしていると  
 言明したことであつた。ノール県の王党派の議員マルテンブリー (Martimprey, E) はメイエーに宛て  
 て、「ブーランジェの役割は共和制に対する破滅槌である。割れ目ができれば、ブーランジェの役割は終るだ  
 ろう」と書いた。<sup>(四)</sup> 王党派が前面に出て来たわけであつた。しかしこのことはブーランジェの人気の下降のは  
 じまりになつた。八月十九日の選挙では棄権が増加するだけでなく、ブーランジェ派は都市の工業地帯で多  
 数の票を失つた。選挙結果は左のとおりである。<sup>(五)</sup> (なお今回は名簿制二名連記投票である。括弧内の数は前回  
 得票数。)

ブーランジェ	一三〇、三〇三 (一七二、八五三)
コ克蘭 (Koeclin, S.)	一六、六三九
(ブーランジェ派)	
デスマーチェ (Desmoutiers)	九七、四〇九 (七五、九〇一) フカール
(共和左派)	
モロー	九五、〇二三 (九、六四七)
(急進社会主義)	
デルクール (Delcourt)	六、三四七
(社会主義者)	
デルクルーズ (Delcluse)	五、八三七
(社会主義者)	

その後、ブーランジェは一八八九年一月二七日のバリの選挙に勝利をおさめ、あらゆることが彼には可能  
 なチャンスであつたにもかかわらず、エリーゼ宮 (Ellysee) へ向かうことを拒否したのが決定的となり、内

相コンスタン (Constans, J.) の巧妙な術策によってブーランジェ派は急速に勢力が落ちてくる。<sup>(10)</sup>

しかしそのあたりの事情はノール県の急進派には直接関係がないので割愛して、最後にブーランジェ主義運動がノール県急進派に及ぼした結果についてのべておこう。

第一に、「急進社会主義」の分裂。これについてはさきに少しのべた。その後の経過としては、急進派ブーランジェ主義者は一八八九年の選挙にも協力したが成功したとはいえなかった。その後ブーランジェ主義の衰微とともに一部の者は急進派に戻り、一部の者は社会主義者のほうへ行った。<sup>(11)</sup> バランシエンヌの「急進社会主義」組織は立ち消えとなり、その復活は一八九六年まで待たねばならなかった。以後の「急進社会主義」はリーールのグループが主導権をもった。<sup>(12)</sup>

第二に、保守派が人気を落し共和派が優位になったが、とくに急進派の勢力が強くなったことがノール県全体について言える。しかも急進派のなかでは「急進社会主義者」が大勢をしめ、残りがプログレシストという状況になった。<sup>(13)</sup>

このことを象徴的にしめすがさきにもふれた『ル・プログレ・デュ・ノール』の二人の編集者の「急進社会主義」への移行<sup>(14)</sup>であろう。そして一八八九年の選挙に向けて、「急進社会主義者」の主導のもとに「民主主義共和協会」(Association Republicaine Democratique) が形成され、総裁にはエミール・モローがなった。このおかげで急進派は八九年の選挙において二一、七%の投票率を得た(表2・参照)。まさに飛躍的な増大だった。<sup>(15)</sup> この原因として考えられるのは共和制の危機意識の増大と、それにとまなう共和派の「急進社会主義」への傾斜である。と同時に忘れてならぬのは急進派の県南部への進出である。<sup>(16)</sup> ブーランジェ主義を境として、パリ、都市、労働者街の急進派は消え、一八九〇年頃には田舎の急進派が優勢になってくること<sup>(17)</sup>

が言われているが、おそらくノール県内部にもその傾向が出はじめているといえよう。

- (1) R. Vandenbussche, op. cit., p. 223.
- (2) Ibid.
- (3) 第二章、五八頁。
- (4) Vandenbussche, op. cit., pp. 224-225.
- (5) Ibid., p. 225.
- (6) 第二章、五八頁。
- (7) Vandenbussche, op. cit., p. 225.
- (8) Pierre Pierrard, *La vie ouvrière à Lille sous le second empire*, Paris, 1965, pp. 477-479.
- (9) Cf. Claude Nicolet, *Le Radicalisme, «Que sais-je?» n° 761, 3<sup>e</sup> éd.*, Paris, 1967, pp. 20-23. なお、第二章、五十二頁参照。
- (10) Citée par Vandenbussche, op. cit., p. 226.
- (11) Vandenbussche, *ibid.*, pp. 225-226.
- (12) Jacques Kayser, *Les grandes batailles du radicalisme: 1820-1901*, Paris, 1962, p. 91.
- (13) Vandenbussche, op. cit., p. 225.
- (14) Ibid., p. 226.
- (15) Ibid., p. 227.
- (16) Ibid.
- (17) George Lefranc, *Le mouvement socialiste sous la troisième république: 1875-1940*, Paris, 1963, p. 17.
- (18) Vandenbussche, op. cit., p. 227.
- (19) Ibid.
- (20) シャン・ロム(木崎喜代治訳)『権力の座について大ブルジョワジー』岩波書店、一九七二、四〇九〜四一〇頁。
- (21) 同書、四一一頁。

- (22) 英の「急進派」が経済問題から遠かったことについて。 Cf., Maurice Sorre, *Les pères du radicalisme: Expression de la doctrine radicale à la fin du second empire. Revue française de science politique*, 1951, pp. 481-497.
- (23) Claude Willard, *Socialisme et communisme français*, Paris, 1967, p. 48.
- (24) シャン・ヌノルース(野沢協訳)『フランスの左翼』《文庫サマシマ》五二二、白水社、一九七二、七四〜七五頁参照。
- (25) C. Willard, *op. cit.*, p. 48.
- (26) *Ibid.*
- (27) G. Lefranc, *op. cit.*, p. 41.
- (28) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 227.
- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*, p. 229.
- (31) *L'Année politique: 1881*, Paris, 1882, pp. 215, 426-429.
- (32) *Ibid.*, p. 215.
- (33) Cf., Gérard Jacquemet, Gambetta et ses électeurs Bellevillois: L'élection de Trinquet (juin 1880), *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome XVIII, juillet-septembre 1971, p. 446.
- (34) 横山信『フランス政治史(一八七〇〜一九五八)』福村出版、一九六八、二八頁。
- (35) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 228.
- (36) *Ibid.*, p. 229.
- (37) *Ibid.*, p. 230.
- (38) *Ibid.*
- (39) *Ibid.*, pp. 230-231.
- (40) *Ibid.*, p. 231.
- (41) *Ibid.*

- (42) Citée par Vandenbussche, *ibid.*, p. 231.
- (43) Vandenbussche, *ibid.*, p. 231.
- (44) シャン・ロワ(木崎訳)『前掲書』四一二頁。
- (45) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 232, note (20).
- (46) C. Willard, *op. cit.*, p. 51.
- (47) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 232.
- (48) *Ibid.*
- (49) Cf., François Goguel *La politique des partis sous la III<sup>e</sup> république*, 4<sup>ed.</sup>, Paris, 1958. なお第二章「四八〜四九頁」参照。
- (50) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 232.
- (51) *Ibid.*
- (52) *Ibid.*, pp. 232-233.
- (53) *Ibid.*, p. 240, note (38).
- (54) *Ibid.*, p. 233.
- (55) *Ibid.*, p. 234.
- (56) *Ibid.*, p. 233, note (24).
- (57) *Ibid.*, p. 232.
- (58) *Ibid.*, p. 234.
- (59) *Ibid.*
- (60) *Ibid.*
- (61) *Ibid.*, p. 235.
- (62) 大佛次郎「フウランシエ將軍の悲劇」(『大佛次郎ノンフィクション全集』第一巻「渡辺一民」注・解説)朝日新聞社(一九七二)参照。
- (63) A. Siegfried, *op. cit.*, p. 487.

- (64) *Ibid.*, p. 488.
- (65) Paul M. Bouju et Henri Dubois, *La troisième république (1870-1940)*. 《Que sais-je ?》 n° 520., Paris, 1952, 4<sup>e</sup> éd., 1963, pp. 37-38. (上正訳『フランス現代史』《文庫ヤマト》白水社 一九五四年 四五〜四六頁 (ただし訳文は若干変更した。以下「断らなう」)。
- (66) D. R. Watson, The Nationalist Movement in Paris: 1900-1906, in David Shapiro, (ed.), *The Right in France: 1890-1919*, London, 1962, p. 49.
- (67) Raoul Girardet, Pour une introduction à l'histoire du nationalisme français. *Revue française de science politique*, 1958, p. 512.
- (68) 藤上謙 氏一〜氏三頁 參照。
- (69) R. Girardet, *op. cit.*, p. 512.
- (70) *Ibid.*, p. 509, note (11).
- (71) Siegfried, *op. cit.*, p. 488.
- (72) *Ibid.*, p. 491.
- (73) D. R. Watson, *op. cit.*, p. 70.
- (74) Yves-Marie Hilaire, Les ouvriers de la région du Nord devant l'église catholique (XIX<sup>e</sup> et XX<sup>e</sup> siècles), *Le Mouvement Social*, octobre-décembre 1966, p. 233.
- (75) *Ibid.*, p. 232.
- (76) Frederic H. Seager, *The Boulanger Affair: Political Crossroad of France 1886-1889*, New York, 1969, p. 122.
- (77) Jacques Néré, The French Republic, in F. H. Hinsley, (ed.), *Material Progress and World-wide Problems: 1870-1898, Vol. XI of The New Cambridge Modern History*, Cambridge, 1962, p. 310.
- (78) *Ibid.*, p. 312.
- (79) P. M. Bouju et H. Dubois. *op. cit.*, p. 39. (上正訳 四五頁)
- (80) J. Néré, *op. cit.*, p. 312.

- (18) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 235, note (28).  
 (28) 木下半治『フランス・ナシヨナリスムの史的考察』(一)有斐閣、一九五八、一〇二―二頁参照。  
 (38) Bouju et Dubois, *op. cit.*, p. 39. (上村訳、四七頁。)  
 (78) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 235.  
 (58) Citée par Vandenbussche, *ibid.*  
 (98) Néré, *op. cit.*, p. 311.  
 (78) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 236.  
 (88) F. H. Seager, *op. cit.*, p. 123.  
 (88) Cf., Alain Bonafous, Les royalistes du Nord et le ralliement. *Revue du Nord*, tome XLVII, No. 184, janvier-mars 1965, p. 34, note (12).  
 (06) Seager, *op. cit.*, p. 124.  
 (16) A. Bonafous, *op. cit.*, p. 35.  
 (26) Cf. Pierre Sorlin, *Waldack-Roussseau*, Paris, 1966, pp. 289-293.  
 (36) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 236.  
 (76) Seager, *op. cit.*, p. 128.  
 (56) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 236.  
 (96) Citée par Seager, *op. cit.*, p. 124.  
 (76) Citée par Seager, *ibid.*  
 (86) Seager, *ibid.*, pp. 129-130.  
 (66) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 236.  
 (00) *Ibid.*, pp. 236-237.  
 (10) Seager, *op. cit.*, p. 157.  
 (20) *Ibid.*, pp. 156.  
 (30) Christian Ambrosi et Arellete Ambrosi, *La France: 1870-1970*, Paris, 1971, pp. 22-23.

- (40) Vandenbussche, *op. cit.*, p. 237.  
(50) *Ibid.*, p. 239.  
(90) *Ibid.*, p. 237.  
(10) *Ibid.*, p. 237, note (34) et p. 233, note (24). なお、本章、八九〜九〇頁参照。  
(80) *Ibid.*, p. 239.  
(60) *Ibid.*, p. 237.  
(11) C. Nicolet, *op. cit.*, pp. 27-28.

## 第四章 急進派議員の政治行動

——急進社会党史のなかで——

### 第一節 はじめに

モリス・デュヴェルジェによれば、議員と政党の関係は三つに大別して考えられる。

第一に、議員が政党を支配するタイプ。このような政党は、政党組織が弱く、地方分権化している。選挙に勝ち、議会で行動することがこの党の目的となる。保守政党や穏和派の政党がこのタイプに属する。フランス急進社会党はそのもっともよい例である。第二に、議員と政党幹部が同等の力を持ち、対抗しあっているタイプ。この場合は、党幹部と議員の間に二極分解がおこり対立が生じる。党が大きくなれば、その対立も大きくなり、やがて議員の党に対する権威が低下してくる。他方、議員の個人的特権（入閣のチャンスなど）は議員になることが党幹部にとって一つの魅力となり、党幹部は議員になればいつそう議員化した行動をとるようになる。十九世紀末のイギリスの諸政党やフランスの社会党がそうである。第三に、政党が議員を支配するタイプ。議会は政権を獲得するための場所というよりも、宣伝とアジテーションの場となる。議員は、議員である前に、何よりも党員であり、党員として行動する。議員と党員の対立ということは本質的

にありえない。共産党やファシストの政党がこれにあたる。ただし、デュヴェルジェがこう分類したのは一九五一年であることには注意が必要である。

さて、以下においては、フランス急進社会党に視点を移すことにしよう。議員の優越は急進社会党の基本的特徴であり、そのことは第二章、第三章で検討したように、急進社会党の歴史を通して一貫している。しかも、この議員の優越は、別のところで説明しようとしている急進社会党の地方主義、脆弱な組織、急進社会主義者の個人主義的気質に対応している。急進社会党においては、党が議員を支配したのではなく、議員が党を支配した。そして、そのことに関連して、議員は拘束を受けることなく自由に行動した。この二つのことを、議員の優越性と議員の独立性というふうになづけておこう。本章では急進派議員の優越性と独立性が検討される。ここで、急進社会党議員としなかつたのは、それが本稿の内容にも関連してくるが、急進社会党の周辺で行動した議員という意味を含ませようとしたからである。急進派議員が、なぜ、急進社会党に対して優越できるのか。また、その優越が具体的にはどのようなところに現われているのか。急進派議員の独立性はどんな形態をとるのか。そして、それは急進社会党に対していかなる影響をあたえたのか。さらに、この議員の独立性を制限しようとする試みが、党の組織化の過程で出てくることになるが、それは成功したのであろうか。おおよそ以上のような観点が本章の問題意識であり、本章はそれをフランス急進社会党の歴史の一断面をとらえて、実例的に解明しようとするものである。もとより、試論のなかの試論、今後のために簡単な一つのスケッチにすぎない。

(一) Maurice Duverger, *Les partis politiques*, Paris, 1951, pp. 211-232. (岡野加穂留訳『政党社会学』潮出版社 一九七〇、二〇三～二二三頁。ただし訳文は若干変更した)。

## 第二節 議員の優越性

急進派議員の急進社会党に対する優越性は、どんなところに現れているか。まず、そこから問題にしてゆこう。

第一に、急進社会党の議員になるためには、はじめから急進社会党の党員でなくともよい、という事情である。急進社会党規約第一条には「急進社会党は、集団のメンバー、議員、党規約にしたがう新聞によって構成される」とあるとおり、議員になれば自動的に急進社会党員になることができる。したがって選挙のさいに党員でなくてもよいわけで、議員になれば党員になれるわけだから、議員にははじめから有利になっていることとなる。<sup>(1)</sup>これはそもそも急進社会党の成立と関係してくるわけで、幹部政党の性格を如実にあらわしている。

第二に、急進社会党の執行委員会の大半は議員によってしめられている、という事情である。ここで、執行委員会について説明しておこう。急進社会党の執行委員会 (comité executif) は、大会とともに党の方向をきめてゆく機関で、党の中央組織として重要であるが、日本語の感覚からいえば、評議会ないしは中央委員会といったほうがふさわしいような、かなり規模の大きい機関である。執行委員会には、各連合会<sup>(2)</sup>から代表が選出され、これを選出メンバーと呼ぶ。だが、これとらんで、数の面においても実際の政治力においても、選出メンバーより重要な役割を演じるのが権利メンバーとよばれるものである。そして、この権利メンバーを構成するのが、議員(前議員も含む)、党委員長ならびに書記長(これらも前任者を含む)らであつ

た。権利メンバーと選出メンバーの人数比はおよそ三対一であり、しかも地方の連合会の代表はたえず参加することはできないから、権利メンバーが実質的には執行委員会のヘゲモニーを握っていたわけである。<sup>(3)</sup>このことは、議員が急進社会党の方向を決めるうえで大きな影響力をもっていたことをしめしている。

第三に、議員はたいいてい地方の名望家である、という事情である。これらの名望家が地方で議員になり、そのことによつていつそう名望家たりうるということが起こりうるのは、急進社会党における組織の緊密さの欠如である。急進社会党の地方組織である委員会と連合会の関係、さらにそれらの地方組織と党中央組織との絆は少しも確かではない。議員は地方において委員会をまったく私物化した。そして、議員は党の方向をほとんど気にしなかつた。<sup>(4)</sup>デュルヴェルジェはうまい表現をしている。すなわち、議員と党中央の関係は、地方の大諸侯に対して権力も影響力もない封建君主の関係のようである。<sup>(5)</sup>と。

- (1) Daniel Bardonnat, *Evolution de la structure du parti radical*, Paris, 1960, p. 31.
- (2) 連合会については、第三章、六五—七〇頁参照。
- (3) Bardonnat, *op. cit.*, pp. 93-101.
- (4) *Ibid.*, pp. 137-139.
- (5) Duverger, *op. cit.*, p. 213. (岡野訳、二〇五頁)。

### 第三節 議員の独立性

さきに検討したように、急進派議員の急進社会党における優越した地位は、議員に独立の行動をおこさせることになる。では急進派議員の独立した行動はどんな面にみることができらるだろうか。

議員の独立した行動は、疑似議員(pseudo-parlementaires)、複数の議員グループ、二重所属といった面にあられる。以下においてそれぞれ考察してみよう。疑似議員とは、れっきとした下院議員であることにはまちがいないが、正式の急進社会党員ではない者をいう。ここで、正式の党員とは、執行委員会の管轄に属し、党の綱領を承認することを署名し、議員としての党への献金をおさめている者をいう。疑似議員はこれらのことをしていないのである。つまり、選挙の時にだけ、議員になるために急進社会党のレットルを受けられるが、いったん議員になつてしまうと、党の命令に服しないのである。<sup>(1)</sup>したがって、たとえば、一九一〇年代に、急進社会党の掲げる非宗教的初等教育に無関心であるだけでなく、反教権闘争をやめることにむしろ気をくばる議員が出て来たりしたのである。反教権闘争こそ、その当時の急進社会党の最大の眼目であつた<sup>(2)</sup>にもかかわらず、である。これは、急進社会党が選挙に対してはつきりした原則をもたず、ただ勝つことだけを目標にしていたというこの結果からくる現象だつた。つまり、選挙のさい、党に対して多少近い位置をとっている候補者がいたとする。彼は、一回目の投票では、過半数は得られなかったが、急進社会党の立候補者より票数が多かつたでしょう。すると、彼は、第二回目の投票で、急進社会党の立候補という名目で、急進社会党の票を吸収して当選してしまうのである。このようなことは頻繁にあることだつた。<sup>(3)</sup>そのため、一九〇六年のルール大会で、急進社会党の党員の一人が「党の統一の欠如、はつきりした綱領のないことが、疑似議員にわれわれの真の候補者の票を横領させることになるのだ」と不満をのべたくらいである。疑似議員と正式の急進社会党議員を、バルドネにしたがつて、数のうえで比較すると別表(一一〇頁)のようになる。このように疑似議員の数は非常に多く、一九〇七年のナンシー大会、一九一三年のポー大会では疑似議員追放の決議がなされたのであるが、一九二〇年代においても疑似議員は消滅しなかつたので

ある<sup>(4)</sup>。

つぎに、複数の議員グループについてのべよう。これは、議会内における急進社会党の議員が単一のグループを構成せず、二つのグループに分れていたことをいう。急進社会党史のなかでこのようなことは二度ある。一つは一九〇一〜一九一四年までであり、あと一つは一九五六年以降である。一九〇一〜一四年の二つのグループの存在は、実は党の設立以前からのものである。一八八〇〜九〇年代に「急進派左翼」(gauche radical)のそばに、社会主義者の進出に刺激されて、社会問題にいつそうの関心をもつ「急進社会主義左翼派」(gauche radical-socialiste)が形成された。両派は党の設立後も存続し、反教権主義の時代、とくにコ

急進社会党の正式議員と疑似議員の比較

年代	分類	正式の議員	疑似議員	合計
1909		182	88	270
1910		170	80	250
1913		136	114	250

ンプ内閣の時代に多数の議員をそのまわりに結集する。これらの議員は急進派でありながら、議会では二派にわかれるのであった。それゆえ、党の中央機関は何度かこの二つのグループの併合を試みるのだが、さきに記したように党中央の議員に対する無力さもあって、失敗に帰してしまう。一九〇七年のナンシー大会では、綱領に賛成するメンバーによって、議会内に一つのグループを作ることを議員に要求することが決議された。この頃から、しだいに、議員グループを統一する動きは高まり、一九一二年六月六日に、二つのグループの中間に、両派を統合するグループが作られ、やがて、両派の議員がそこに吸収された。同年の末には、ようやく「急進社会党議員の議決の様子」が機関誌に載りはじめることになった。このようにして、議員グループは、一九一二年になって、やっと単一化するのであるが、その立役者はジョゼフ・カイヨーであった<sup>(5)</sup>。一九五六年の場合は、複数の議員グループといっ

でも前の場合とは事情を異にする。すなわち、一九五六年のリヨン大会においての決裂によって党が二つに分裂したからである。このあたりの事情は、たんに議員と政党という問題だけでなく、いつそう込み入っており錯綜している。しかも、この時のマンデス・フランスの党改革については本章のこの後の部分でとりあげたいので、ここではこれ以上たちらないことにしよう。

最後に、二重所属の問題を検討しよう。これはもっぱら第二次大戦後の問題である。さて、二重所属とは、議員が二つの党に同時に属することである。イギリスのフランス政治史研究者P・ウイリアムズはこの二重所属の議員のことを「重婚者」と呼んだことがある。<sup>(7)</sup>二重所属の目的は選挙の戦術である。もちろん、二重所属は党として許すことのできないものであるが、選挙の戦術として容認された。一九四六年以降の急進社会党の驚異的な立直りは、地方の委員会の再建(とくに西南部)、新聞の復活などにもよるのだが、それだけでなく、二重所属による他党との同盟、連合のおかげであることが少なくなかった。<sup>(8)</sup>二重所属は、まず、急進社会党とRPF (Rassemblement du Peuple Français)の間におこる。この提携は一九四七〜五一年まで続く。ここで、RPFとは、フランス人民連合、すなわちド・ゴール派の政党である。<sup>(9)</sup>RPFは、臨時政府首席を辞任したド・ゴールが、一九四七年四月七日、(一)共産党がフランスの敵であること、(二)憲法改正、(三)そのための国民運動、という三本の柱を内容とする演説をなしたことが出発点になり、結成された。設立以來四か月で、黨員一五〇万、四十七年の十月の地方選挙では、一気に六〇〇万票を集めるといふ驚異的な成長をしめた。<sup>(10)</sup>ところで、急進社会党の議員は、党内のド・ゴール嫌いのエリオなどの存在にもかかわらず、何よりも選挙の成功のために、RPFのレットルを選挙戦にかかげてド・ゴール派の票を集めたのであった。一九四七年の地方選挙、四八年の上院選挙において、ほとんどの急進派の立候補者がRPFのレットルをあ

らわすことによつて、ド・ゴール支持者の票を得ようとした。五〇年末頃から、RPFの運動が下火になつてくると、急進社会党ははじめて二重所属をいけな<sup>(11)</sup>いことにする。これらのことは、急進派の議員が選挙を最高目的として、なにごと<sup>(12)</sup>も便宜的に考へてゐることをしめしている。すなわち、御都合主義によつてRPFと連合したものは、同じ理由によつて、それを破棄することをためらわ<sup>(12)</sup>ないであつた。このようにして、第一次大戦前の急進社会党は、かりそめにも反教権闘争というイデオロギーを有し、社会問題にも積極的であつた。フリーメイソンの組織的支援を得て、それなりに統一されてもいた。しかし、第二次大戦後の急進社会党はそれらを全部失い、たんなる選挙のための協力団体以上のなものでもないところに墮してしまつたのであつた。

二重所属で、つぎに問題にすべきものは、RGR (Rassemblement des Gauches Républicaines) (共和左翼連合) との提携である。この提携はRPFの場合ほど二重所属の性格を浮きぼりにしないが、急進社会党の党構造をシンボリックにしめしている。ここでRGRとは急進社会党を中心として、UDSR (Union Démocratique et Socialiste de la Résistance) (レジスタンス民主社会主義連合) をのぞけば、小政党ばかりの六つの政党の連合体である。その目的は選挙のための構成政党の間の調整であつた。だが、RGRは、しだいに、急進社会党の反主流の拠点になるに<sup>(13)</sup>したがつて、その意味内容を変えてくることになる。言いかえれば、RGRを構成する小政党は、急進社会党のやり方に反撥し、急進社会党の反主流派に結びつきやすかつたのであつた。一九四九年十一月、トゥールズ大会でグラダイエは委員長選挙でエリオに敗れる。しかし、六か月のちには、逆にグラダイエがRGRの委員長に選ばれる。グラダイエはエリオによつて除名され、それは五十一年三月のパリ臨時大会で承認されるが、彼はかまわずRGRの議員グループを強めて急進社会

党に働きかけていったのだ<sup>(14)</sup>。

RGRへの二重所属のもう一つの実例をしめしておこう。一九五五年十一月三日、急進社会党パリ大会で、「共和主義者とともに与党」になろうとする、時の首相エドガー・フォールと、「革新と批判の党」たらんとするマンデス・フランスが対立し、マンデス・フランスが勝利をおさめた。しかし、フォールはのちにRGの委員長になる。<sup>(15)</sup>五十五年十一月三十日の国会解散をめぐって、急進社会党とRGRは対立し、フォールは、十二月二日、急進社会党から追放され、<sup>(16)</sup>RGRはここに急進社会党に敵対する自律した政党に変わってゆくことになる。急進社会党がRGRの執行部に代表を送ることの拒否は、ついに、十二月九日、RGRからの急進社会党追放に具体化してしま<sup>(17)</sup>った。

以上のように、これらの二重所属は、急進派議員の自由<sup>、</sup>さをあますところなくしめしている。RPFとの関係では選挙のために手段を選ばない自由さ、RGRとの関係では下部の組織から浮きあがりリーダー間の指導権争い、というわけである。急進社会党の政党構造を追求する時、なによりも議員<sup>、</sup>に注目しなければならぬゆえんである。このような急進派議員の独立行動は、ミクロな視点からみても、たとえば急進社会党の内閣に急進派議員が不賛成の票を投じたり、非急進派内閣に入閣したりすることが、急進社会党史のなかでしばしばおこっている。では、そのような議員の自由な独立した行動に対して、制限は試みられなかったのであろうか。否である。急進社会党の下部運動員は、党中央の議員に対する統制のあまりの弱さに不安、怒り、憤慨を爆発させる。また、議員の行動が党の危機にもなりかねない時、議員に対する統制は真剣に検討されることになる。

以下において、議員に対する統制——独立の制限が、実際にどのように試みられたか追求されねばならな

い。しかし、その前に、なぜ議員の自由な独立した行動が出てくるのか、その原因をあらかじめ把握するのが順当であろう。第一の原因は、選挙制度そのものにあると考えられる。第一回投票のさいに単独で急進社会党から当選できることはほとんどない。したがって第二回投票の時、社会主義者か、あるいは穏和派の支持を得なければならぬ。その結果、急進派議員は、選挙民の意向をたえず計算しながら行動しなければならぬ。したがって議員の行動は、選挙に勝つためのやむにやまれぬ不自由な行動といえないこともない。つまり、さきに検討したことの、疑似議員のケースの裏の場合である(一〇九—一一頁参照)。第二の原因は、第一の原因ともからみあうが、多数の急進派の議員が「政府人」(hommes de gouvernement)を自称した<sup>(18)</sup>ことである。のちには、さきにのべたマンデス・フランスのように「革新と批判」の党にならねばならぬとする傾向もでてくるが、大勢はつねに与党であることを党の存在理由としていたのだった。そして、その政府が左翼であれ、中道であれ、右翼であれ、急進派は、ほとんどの場合その内閣に参加し、与党たろうとしたのだった。議員への統制は、このような党の体質化している議員の自由な独立性に対して、もともと無理な相談だった。なぜなら、議員の自由な独立こそが急進派議員の存在理由であり、基本的な条件だったからである。そうはいっても、急進社会党が「幹部政党」から「大衆政党」へ転換しようとするならば、この問題はどうしても克服されねばならぬ課題であるに違いない。<sup>(19)</sup>

議員への統制が一番はつきりとあらわれるのは、いうまでもなくマンデス・フランスの改革である。だがそれ以前にもそのような試みはあった。ここではそれを「投票の規律」を課すということに限って追求してみよう。一九二七年のパリ大会で、議員を党の方向に拘束するために「監視調停委員会」が、大会の過程で事実上骨抜きにされながらも、いちおうの成立をみた。しかし、同じ年の下院の予算審議では、予備兵召集

法案をめぐって、急進派議員のうち、六十四人賛成、五十四人反対、七人棄権という分裂だった。一九三六年のほうはもつと深刻である。一九三五年六月七日、ラヴァル内閣の成立には六人の急進派議員が参加したが、十月に発布された財政に関する政令に対して急進社会党の代表はそれに異議をとなえ、時期を同じくしておきたエチオピア事件対策をめぐって急進社会党はいつそう分裂の危機をむかえ、エリオは委員長を辞任した。このことから議員の多数派は投票の統一のための原則を確立しようと奔走した。だが、翌年一月十六日の国会で、急進社会党は一般政策に対する信任決議において八八対四五にまた分裂したのであった。<sup>(21)</sup>

マンデス・フランスが「投票の規律」について真剣になったのは、直接的にはつぎの二つの理由による。第一に、マンデス・フランスがギ・モレ内閣を辞任しているのに、依然として十二人の急進社会党員は内閣にとどまっていること。第二に、マンデス・フランスがいかに急進社会党内で支持されても、議員が彼を支持しなかつたら内閣を辞職しなければならない——党員の支持と議員の支持の矛盾である。このようにして、一九五七年三月十二日、執行委員会はつぎのような議員規約を起草した。<sup>(22)</sup>

- 一 投票の規律は首相信任投票の時は厳格に守らなければならない。ただし棄権することはできる。
- 二 議員は重要な投票においては大会および執行委員会の決定とともにしなければならぬ。ただし棄権することはできる。ここに、重要な投票とは、信任に関する投票、大会や執行委員会の決定の対象にされた投票、重要だと判断されるすべての投票である。
- 三 その他の投票に関しては投票は自由である。
- 四 議員団の委員長や党の執行部は、違反がたとえ少数であろうとも、それを裁くために、臨時党大会を要求することができる。

以上のことは、議員に投票の規律を課すことがどんなに困難なことか、裏側から証明しているようで興味ぶかい。さて、五十七年五月三、四日の臨時大会を前にして、エリオ委員長之死、アルジェリア調査理事会の失敗、フランス西南部地方の連合会が「投票の規律」を議題にすることを拒否する決議をしたことなどが、マンデス・フランス派にとつて、事態をいつそう困難なものとした。<sup>(23)</sup>このようにして開かれた臨時大会において、「投票の規律」のほうは、マンデス・フランスとブグエンの論争をとおして、どうやらマンデス・フランスが勝利をおさめるが、大会の後半が費されたアルジェリア問題とギ・モレ政府に対する態度の問題は、マンデス・フランスの思うようにならず、決定を保留しなければならなかった。この頃からマンデス・フランス派の下部運動員の動揺がおこる。しかも、五月二十三日の執行委員会で、マンデス・フランスは、ギ・モレ問題に関連して、二人の急進社会党議員を除名しようとするが、否決される。このことは、彼のリーダーシップが、もはや議員に対しても党に対しても發揮されなくなつたことを意味しており、マンデス・フランスは機先を制して、一九五七年六月、辞任する。<sup>(24)</sup>投票の規律を課そうとする、急進社会党にとつてかつてない大きな試みは、彼の辞任によつて決定的に失敗をとげるのである。

- (1) Bardonnet, *op. cit.*, p. 142.
- (2) 急進社会党の「反教権主義政策」に関しては、石原司「急進派とその政治行動——反教権主義と非宗教化」世俗化政策を中心として——(山本桂一編『フランス第三共和制の研究』有信堂、一九六六、所収)参照。
- (3) しかし二回制投票そのものは多党制を導く。Duverger, *op. cit.*, 269-275。(岡野訳、二六二—二六八頁)。
- (4) Bardonnet, *op. cit.*, pp. 143-144.
- (5) カイヨーの急進主義について、Jean-Thomas Nordmann, *Histoire des Radicaux*, Paris, 1974, pp. 179-182.
- (6) これらの事情については、さしあたり、L'Année Politique 1955, pp. XII-XIII.

- (7) Philip Williams, *La vie politique sous la 4<sup>e</sup> république* (Traduction de Suzanne et Alain Dutheillet de Lamothe), Paris, 1971, pp. 192, 197.
- (8) *Ibid.*, pp. 191-192.
- (9) RPFについて詳しくは、中木康夫『フランス政治史』(中) 未来社、一九七五年、第三章、四章参照。
- (10) *L'Année Politique 1947*, pp. 192-195. この選挙でMRPは後退した。
- (11) RPFとの連携があまり利益をもたらさなくなった頃、一つの事件がおこる。RPFでボルドー市長のシヤバン・デルマスは、急進社会党エリオ委員長の選挙区で、RPF立候補者を応援しようとした。そのことがエリオを怒らせ、彼は党委員長辞任表明をする(それはエリオのよく使う手であった)。その結果、党の執行委員会は、一九五一年三月十四日、五四八対二二八の票決において、二重所属を非難するに到るのである。*L'Année Politique 1951*, pp. 71-72.
- (12) Francis de Tarr, *The French Radical Party*, London, 1961, pp. 136-137, 140-154. ターは急進派をコール主義者 (Radicaux Gaullistes) とさう呼び方をする。シヤバン・デルマスは初期のそれであった。
- (13) このあたりをもう少し説明すれば、RGRは急進派にとっては選挙の拡大機関であったが、RGRを構成するUDSRを除く他の多数の小党にとってはその小党の指導者はたいして第二次大戦前はひとかどの政治家であったから、不遇の場からRGRをステップとして与党になり政治世界への復帰をめぐんでいた。したがって小党は急進社会党の横暴を好まない。また時には急進社会党によって支持される政府の反対にまわったりする。このような事情が重なって急進社会党の反主流派と結びつき、党主流に敵対する場が形成されてゆくこととなる。*Williams, op. cit.*, pp. 287-293.
- (14) *Ibid.*, pp. 147-148.
- (15) *L'Année politique 1955*, pp. 84-85.
- (16) *Ibid.*, pp. 92-93.
- (17) Bardonnet, *op. cit.*, pp. 159-160.
- (18) *Ibid.*, p. 164.
- (19) したがって、さらに筆者の問題意識を追加するならば、急進社会党は「大衆政党」には結局なりえなかつ

た。だからこそ、第二次大戦後、前述のような選挙至上主義的なみじめな姿をさらすことになる、ということになる。

- (20) この問題はやがて人民戦線の評価につながる。むしろあたり、Peter J. Larmour, *The French Radical Party in the 1930's*, Stanford, 1964, pp. 177-196.
- (21) Bardonnet, *op. cit.*, pp. 165-166.
- (22) *Ibid.*, p. 170.
- (23) *Ibid.*, p. 171.
- (24) Jacques Nanter, *Pierre Mendès France*, Paris, 1967, pp. 241-244.

#### 第四節 おわりに

バルドネに依拠しながら急進派議員の政治行動の一面面をのべてきたが、主張したいことは、フランスの急進主義というものが、結局、急進派議員の優越と独立にはつきりと結びついていたのではないか、という点である。たとえば、急進派議員の議会における戦術の巧みさは議員の独立と切り離すことはできない。だが議員の独立は未組織政党の特長であり、「大衆政党」化への成長を阻むものであったことを認めなければならない。

このことから「大衆政党」の問題を提出しておこう。まず、急進社会党もある程度組織化には成功している点を留意する必要がある。この党が大衆が政治に参加する時代といわれる二十世紀に適応していったことは事実である(反教権主義の問題をぬきにしても)。しかしたとえばイギリスの保守政党にみられるような「大衆政党」に成長しなかったのはなぜであろうか。これはフランスが多党制であるからであろうか。それだけ

ではないと考えるが、それは今後の課題としたい。<sup>(1)</sup> つぎに、「大衆政党」といつてもそこに未分化の問題があることを指摘したい。一例をあげると、実質的な党内民主主義を担保するにはどうするのかという問題をぬきにして、「幹部政党」↓「大衆政党」すなわち民主主義の実質化、という図式を適用することはできないであろう。政治史の問題としてである。言いかえれば政党の近代化とは何であるのかという問題である。

さて、議員の政治行動の問題にもう一度言及すれば、急進派議員の独立性が議員の戦術の自由さとなつてあらわれ、そのことが急進社会党をして「多数派形成のセメント」<sup>(2)</sup>の役割を可能にした点をどう評価するかである。これは議員の無節操ということと「幹部政党」的体質に帰してしまえば明快であるが、ここではそれをとらない。むしろ、ロッシーランデイが指摘する選挙民と議員の乖離化<sup>(3)</sup>傾向という発想をとりたいと思う。さらに補足すると、急進社会党の内側をみようとすればこの中心的な国会議員の特徴を見きわめることが重要である。上手に話せることが政治家の必須条件のうちでとくに大切である、とかつて急進派で名をなした政治家が答えた<sup>(4)</sup>そうであるが、これを処世術の話にしないで政治史の問題にならないだろうか。<sup>(5)</sup>本章がそのような問題意識に解答をあたえたというのではない。むしろようやくそのような問題意識に到達したといふべきであろう。それらを含めてこの章の不十分さを後日の課題としてペンを置くことにする。

(1) たとえば、グールドンは、急進社会党はアメリカの政党のようであると言う。つまり、その党はたしかにフランスの気質をよくあらわしているが、他方、種々の利害とイデオロギーの混成物であり、いく人かのリーダーは真の意味での「ボス」である」と。Alain Gourdon, *Le Parti radical, in sous la direction de M. Duverger. Partis politiques et classes sociales en France*, Paris, 1955, p. 239.

(2) Bardonnét, *op. cit.*, p. 173.

(3) Guy Rossi-Lundi, *Les hommes politiques*, Paris, 1973, p. 71.

(4) Oliver H. Woshinsky, *The French Deputy*, Lexington, 1973, p. 124.

(5) この点についてのデュヴェルジエの見解はやはり示唆に富む。彼は言う。フランスをはじめとして大陸諸国は、第二次大戦前、徒党や派閥にしばしば分裂している多数の政党にのつかった議会制度をもっていた。議員はなんら明確な、一貫した、安定した多数派というものを知らなかった。政府はユリシーズを待つベネロベに似ていた。すなわち昼は(多数派を)織り、夜は解きほぐしていた。フランスの第三共和制と第四共和制はそれともよい例である。その体制は政治家たちに仰々しい綱渡りをさせた。彼らは個人的な業績のために、内閣という内閣、多数派という多数派をつぶしたり、つくったりしなければならなかった。内閣は変ったが、大臣は変らなかつた。Maurice Duverger, *La monarchie républicaine*, Paris, 1974, p. 115.